

令和7年

建設文教委員会

9月16日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和7年9月16日

午前10時00分 開会

午後4時07分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 けんじ	副委員長	浅井 たかお
委員	郷右近 修	委員	月岡 修一
委員	一色 美智子	委員	毛受 明宏
委員	ふじえ 真理子		
議長	近藤 ひろひで		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
庶務担当係長	福田 悦子	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	小串 真美
教育長	藤井 和久	行政経営部長	伊藤 正弘
市民生活部長	川島 康孝	健康福祉部長	塚本 由佳
経済建設部長	星子 恭士	教育部長	浅井 俊一
企画政策課長	萩野 昭久	共生社会課長	松本 小牧
健康推進課長	川原 静恵	子育て支援課長	松村 清子
産業支援課長	塚谷 友昭	農業政策課長	加藤 直美
土木課長	外山 紀元	都市計画課長	中田 勝次
下水道課長	青山 康德	下水道課長補佐	藤井 謙一
環境課長	松本 裕介	学校教育課長	秋永 亘正
学校支援室長	奥平 剛	生涯学習課長	山田 隆貴
図書館長	水野 美樹	学校給食センター所長	矢野 優

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ 鈴木 智和 中堀 りゅういち こんどう のぶお

鵜飼 貞雄

いとう ひろし

服部 龍一

武谷 としお

林 ゆきひろ

三浦 桂司

堀内 ちほ

清水 義昭

6. 傍聴者

一般傍聴者 28名

午前10時開会

○建設文教委員長（青木けんじ議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（近藤ひろひで議員） 皆さん、おはようございます。

慎重審査、よろしく願いいたします。

私、公務で、途中で退席させていただきますので御了解ください。よろしく申し上げます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

なお、本日の会議を開催するに当たり、報道関係者よりテレビ収録及び撮影の申出がありました。報道関係者のテレビ収録及び撮影を許可いたしましたので、報告いたします。

ここでお諮りします。委員より事前に、議案第64号について、市長の出席をいただきたい旨の要望がありましたが、議案第64号においては出席いただき、その他は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、議案第64号においては出席いただきます。また、その他で答弁を求める機会がある場合には出席いただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配

付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

事前に提出いただきました資料請求書についてお諮りします。議案第64号 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に係る条例の制定について、浅井副委員長から資料請求がありました。

浅井副委員長より、資料請求の趣旨説明をお願いします。

○浅井たかお委員 それでは、事前に資料請求がされているので、すいません、失礼しました。

提案された議案第64号、豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例について、審議するに当たり、当局の検討過程や根拠となる参考資料を基に精査し、慎重かつ、より深い審議と正確な判断をするために最低限必要な資料だと考えて、資料請求するものです。

4点目については、重層的支援の相談で、不登校支援の議論の中で、スマートフォンの過剰利用が問題に上がって条例化を検討したと聞いているので、どのような事例がどのくらいあるのか、確認したいためです。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 それとまた別にですが、本日、市民の方から、今回のスマホ条例の審議の参考資料にさせていただきたいと申出がありました、街頭でのアンケート資料の提出がありましたので、参考資料に取り上げて、委員に配付をお願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） まず初めに、資料請求書につきまして、当局において資料は用意できますか。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君） 1から4のうちですが、1点目の問合せ件数、その概要については御用意ができます。

2点目につきましても、現時点での幹部会資料の扱いにおいてであれば、御用意ができます。

1と2は以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） お諮りいたします。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 失礼しました。

山田生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 資料請求の3番目、スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例に際し、事前にとったデータはという資料請求でしたが、こちらにつきましては、事前にとった、この条例に関して改めてとったデータについてはございませんが、この条例をつくる時に参考としました、厚生労働省の健康づくりのための睡眠ガイド2023の抜粋版でしたら御用意ができます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 川島市民生活部長。

○市民生活部長（川島康孝君） 4番目の健康被害や生活上支障が出ている事例につきましては、重層支援センターでは様々な相談を受けて支援はしておりますが、かなり個別具体的な事例になりますので、お出しすることはできません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） お諮りいたします。本委員会として資料請求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 賛成多数です。当局においては、速やかに資料の用意をお願いします。

もう一点ですが、今、副委員長から申出がありました市民の方からの資料につきまして、今回、こちらの委員会のほうの正式な資料として取り扱うことを判断のほうをいたしました。が、こちらのほうは、残念ながら、この委員会のほうへの配付はいたさないというふうにいたします。で、その後、また内容を精査して勘案させていただきます。

ただいま傍聴者が、16名の一般傍聴の申出が、17あります。一般傍聴者が15名を超えましたので、申合せに従い、お諮りいたします。当局の出席者の状況から判断し、あと15名を追加して、30名までの傍聴を許可することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議がありませんので、合計30名までの一般傍聴者の入室を許可します。

恐れ入ります、メディアの方の資料の撮影のほうは御遠慮ください。

初めに、議案第63号 財産の買入れについて（G I G Aスクール構想学習者用端末）を議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第63号、財産の買入れについて、御説明させていただきます。

下記のとおり、財産を買い入れるものでございます。

記といたしまして、1、物品名はG I G Aスクール構想学習者用端末です。

2、納入場所は豊明市阿野町茶屋浦地内外です。

3、数量は5,799台です。

4、買入れ金額は3億1,766万9,220円です。

5、買入れ先は、名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート25階、株式会社フューチャーイン、常務取締役、岩間泰大です。

6、契約方法は随意契約です。

この案を提出するのは、各小中学校に学習者用端末を買い入れるため、必要があるからです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 聞き漏らしていたり、答弁も既にあつたら御指摘いただければと思います。

物品の購入ということで議案と金額が示されていますけど、また、OS、オペレーションソフトの使用はそのままだというお話もありましたが、この3億円強の費用の中で、いろいろなセッティングのための、運用のためのセッティングの費用というのも含まれているんですけど。それとも物品の購入のみの費用でしたっけ。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁を願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 設定費用についても含まれております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 これまで使ってきたものがそのまま流用できないかという考えの話なんですけど、充電装置を兼ねた保管用のラックというのがあったと思うんですけど、これはそのまま使うことができる、そういうものを買う、そしたらこの金額だという感じなんで

しょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） その保管庫についても購入はいたします。これはこの予算、この議案とは別で購入はいたします。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 これは、具体的な配備スケジュールをお聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これについては、今年度の2月末に納入される予定でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 端末の処分方法はどうなりますでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 文部科学省のホームページにおいては、リサイクルを含めた形で処分をするというふうに記載をされておるので、そのような形で処分をすることも可能ですが、当該パソコンについてはレアメタルも入っておりますので、そこの部分について購入されるという事業者さんがありましたら、売却というような形での処分も可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今現在使われているタブレット、あるかと思うんですが、それはまだ使えるのでしょうか。本会議質疑とかで5年でということは御説明あったんですが、現にトラブルが起きているとか、まだ使えるものなのかどうかというところをちょっとお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 基本的に、使おうと思えば使えるのかもしれませんが、5年で今回買い換えるというものでございます。

あとバッテリーについても、かなり、5年間たっておると、かなり消耗が激しいものですから、その部分についても買い換えるというような形で予定をしておるものでございます。

あと、もう一点、ごめんなさい、先ほどの質問の中で、充電保管庫についての御質問がありましたけれども、それについては今使っているものをそのまま使うということになります。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 先ほどの郷右近委員の質問の中の保管という意味がちょっと分からないままちょっと質問しますが、各学校に、生徒数以外に何台ぐらいの予備的な要素を持った機械を入れるのか、それは答えられますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） このたび購入台数 5,799 台のうち、756 台が予備機となっております。ですので、1クラス当たり4台ぐらいが予備機として保管されるというような形になります。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 県が共同調達ということですが、それに参加しないこともできるのですか。それから、そういったことは検討されましたでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） このたび県の共同調達に参加することによって、かなり単価を低く抑えられておりますので、この部分については参加しないということは検討はしておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 入替え更新のメリットですね、それにはどんなメリットがあるんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） このたび共同調達に参加して入替えをすることによって、今かなり故障が多くなっている端末もございますので、5年使っていると、それがかなり性能も上がった形で再度調達することができます。そのことによって、教育的効果は向上するというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 職業で事務処理をするのとは訳が違うので、小中学生の授業でそんなに処理能力アップが重要でしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 今はかなり、例えば動画を使った授業であったりとか、様々な機能を使って授業をすることによって、例えば視覚的効果であったりとか、そういう分かりやすい授業を展開することができるので、それなりの性能が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 この5,799台、今、購入するわけですが、中にはやはり不良品とか、そういったものが含まれると思うんですが、全体の何%ぐらいを不良品という形で考えてみえるのか。また、それに対するメーカーの対応というのはどういう対応をされるのか、現時点で、教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この5,799台のうち予備費は15%、生徒児童数の15%を予備機として購入しております。ですので、例えば故障があった場合には、その予備機で対応して、修理という形は基本的にはしないという形で考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 先ほど、今まで使った、更新するときの、旧のタブレットを廃棄、またはレアメタルで回収したいという業者があれば、そこで買ってもらうということだったんですけど、例えば、廃棄する場合のことを考えると、それはこの購入業者が廃棄処分するものを持っていくのか、また別の業者なのか、教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 処分するときには、この業者さんではなくて別の業者さんが、例えば処分をするなり、売却をするなりというような形になると思います。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 では、もし、次回の端末更新時まで、今度の更新をして七百五十何台、15%を交換用に市で購入するというを先ほど伺ったんですが、そのものが不具合や故障する端末が少なく、その予備の端末台数の中で756台に至らなくて余ってしまった場合、買入れ済みの余った、新品のままのものは、どのように処分をする予定でしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） どの程度余るのか、あるいは不足するのかというのは分かりませんが、5年たってしまうと、その端末自体も効果的に授業では使えないものですから、なので、処分をするなり、売却するなりというような形になるかというふうに考えます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 もちろん5年たって、故障もあるかと思うんですが、でもまだ使えるものもある、ゼロではないと思うんですけれども、それを例えば市民の方に、欲しい方に安く分けてあげるとか、そういったことは考えはありませんか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これはアカデミックライセンスといって、学習者用に特別に準備するものですので、これを、例えば一般の市民の方に払下げをするというようなことは考えておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 議案第 63 号、財産の買入れについて、賛成の立場で討論します。

学習者端末を 3 億 1,766 万 9,220 円で 5,799 台、随意契約で更新購入ということですが、この台数の中に、不具合対応用に予備機が 15%、756 台が含まれています。756 台を予備機として購入する理由が、単価計算をすると、県費が入るので、予備機を購入するほうが保険料を支払うより安いということと、修理を待つまでの時間が短縮できるという理由だとお聞きしております。

しかし、5 年間で不具合が予備機の 756 台に達しなかった場合を想定されたでしょうか。余った予備機は未使用のまま、5 年前の端末機だから処理能力が落ちるという理由で廃棄されてしまうとすれば、税金をどぶに捨てたことになります。何かしらに有効利用を考えていただきたい。

また、現在の端末も下取り制でなく、廃棄の契約を別の業者に発注するというのはおかしいと思います。その業者が中古市場で売ることもないとは限りませんので、処分の方法は再度検討していただきたい。

それから、今後は県の指定業者だけでなく、市独自での入札も含めて検討するように要請して、この議案に賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第 63 号 財産の買入れについて（G I G A スクール構想学習用端末）について、賛成の立場で討論いたしますが、一言意見を述べたいと思います。

耐用年数が 5 年というふうに世間一般でも言われているかと思うんですが、こうした機械は、技術開発は本当に日進月歩だと思うので、ものを大切にするという点で、5 年がありきではなく、それがたとえ 6 年、7 年、一年でも長く使う、大切に使用していただきたいというのが基にあるので、先ほどの質疑の御答弁の中で、故障したときにはもう修理はしないということも言われたんですが、ものを大切に扱ってほしいと思います。5 年ごとに 3 億円がかかって一斉に入れ替える、それありきではなく、繰り返しになりますが、県の共同調達にしても、そしたら県に対しても、そういう耐用年数、大切にすることを市としても意思表示をして、今後の情報収集などをしてもらいたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第 63 号、財産の買入れについて、賛成の立場で討論申し上げますが、やはり全体の 15% が予備費として工事に含まれている、これがいいかどうか、今後の問題かなと思います。過去のデータとこれからの数年間のデータを取って、どのぐらいの

ものが生かされるのか。本当にこの756台の台数が必要なかどうか。

つまり、こういう買入れ方をすることによって、メーカーの責任って、じゃ、どこにあるんですかと一般的には考えざるを得ない。本来ならば、3億ものものを買っていただくお客様に対して、何かあったらすぐに対応しますよと。この4年間、5年間は保証しますよというのはメーカーのやるべきことですよね。それを、年数がたったから、事前に買っておく。それは事前であれば、即、子どもたちにとっては利便性が高い。分かるけども、先ほどほかの委員さんも言われたように、そのまま残ってしまう可能性のほうが大きいのかなと思います。

そういったことを、やはり役所の皆さんは、子どもたちのために、学校教育のためにということで考えていただけるかもしれませんが、我々一般市民からいきますと、やはり利益と効果的な問題を含めて、それを真剣に考えた場合、756台っていうのはやはりどうかなと思う気持ちが大きいです。もう少しその辺でメーカーと真剣に話し合っ、即対応するべきそういう条項を設けて三億数千万の出費をしなければ、毎回同じようなことになりません。そう思いませんか。

そういったことを一応私の意見として提案しながら、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第63号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、市長に御出席いただきます。

（市長入室をなす）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 本案件につきましては、理事者より簡潔に説明を求めます。

山田生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） それでは、議案第64号 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定について、御説明をいたします。

この案を提出するのは、スマートフォン等の適正使用を促す対策を総合的に推進するため、条例を制定する必要があるからでございます。

内容を御説明いたしますので、議案の次のページを御覧ください。

この条例は、スマートフォン等の適正使用を推進し、その過剰使用が引き起しかねない身体面、精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進するため、制定いたします。

条例第1条では、その目的として、スマートフォンの適正使用の推進に関して、関係者の役割を定め、子どもの健やかな成長と市民全体が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

第2条では、各用語の定義をしております。

第3条では、条例における基本理念として、適正利用の推進や支援、関係者での連携等を定めております。

第4条では、基本目標として余暇時間でのスマートフォン等の使用の目安などを示し、関係者が連携して促していくことを定めています。

第5条から第7条では、市、保護者、学校の役割をそれぞれ示しています。

第8条及び第9条では、財政上の措置や委任事項などを定めております。

なお、附則として、この条例は令和7年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の条例を上程するに当たって、市役所の中での議論がどのように進められてきたかというのをお聞きしたいんですけども、具体的にどのような会議、どのような顔ぶれで何回開催して上程するに至ったのか、説明をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁を願います。

浅井教育部長。

○教育部長（浅井俊一君） では、お答えさせていただきます。

6月25日、6月の下旬に、不登校の関係のところからというのは従前から御説明をしているとおりでありますが、それ以降、幹部会の外側になりますが、幹部会のメンバーでの議論のほうは数回、それから、部長間での会議をしているのが数回あります。それから、あと各課も含めた形の議論をしているものが1回ございます。それから、あと各部において、

それぞれの課も含めた形の内部打合せというのをまた数回やっているという形になっております。全部で、部長が絡むものでいきますと、10回ほどの議論が重ねられているというところがございます。

全体としましては、不登校のほうからを発端にという話は前から出ているところがございますけれども、その後、その中の議論の中で、例えば睡眠の大切さというところをクローズアップしたような形で、それぞれ健康側、それから、あと子育て側、あと学校側、それから、その全体も含めて一度議論をさせていただいた上で、条例のほうをどのように立てつけていくかというところの議論をしております。その中では、家庭のルールづくりのようなこと、それからあと、2時間という時間、それからあと、9時、10時というところがありますが、そちらのほうとしてはどのような形の整理をするかというところなんです。あと、それから支援体制についてはどうするかというようなことについて、条例案の詳細について詰めていったという経緯でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 各課でも会議、重ねられたということなんですが、その課というのはどこの課にわたりますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） まず、教育委員会で申し上げますと、家庭教育をメインでやっております生涯学習課のほう、それからあと学校教育課、支援室になるかと思えます。それから、健康の関係、あと子育ての関係でいきますと健康推進課、それから子育て支援課、保育課というようなところで協議をしていると。それから、市民生活部では共生社会課、重層支援のこゝをを行う共生社会課のほうで一応議論をしているという形になります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど具体的な議論で、睡眠の大切さだとか、家庭でのルールづくりだとか、支援体制のことというふうにおっしゃったんですけども、この議論、10回ほどの議論の中で、職員の皆さんの中で反対するような意見、反対意見というのはありませんでしたか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） これ、議案質疑のときにもお答えをさせていただいておると
思いますけれども、特に、先ほど出てきたところの中の2時間という部分、そちらのほう
につきましては、やはり是非については、職員間でもいろいろ議論をしたところでござい
ます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 具体的にその2時間という数字について、どういった意見、交わさ
れたんでしょうか。2時間というのが、ほかの数字なのか、そもそも数字を載せないのか、
その辺の具体的な議論の内容をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今、ふじえ委員がおっしゃったこと、そのとおりでございま
す。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、いろんな報道を通してなんですけど、市長が以前から考えられ
ていた、2年ほど前から構想があって数か月前から策定の作業に入ったというようなこと
が見聞きしたんですが、まずそれが間違っていないでしょうかね。ちょっと確認させてく
ださい。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 数年前から、スマートフォンの影響については自分でいろんな資
料を調べてきました。例えば睡眠時間、これは公文書として共有しているわけではないで
すけども、NTTドコモがモバイル社会研究所というのを持っておりまして、そこが6,000
人以上の15歳から79歳の調査を2020年にしております。これによると、全体の9割弱がス
マホを使っていて睡眠時間が減ってしまった経験がある、さらに、2022年状態なので、3
年前の時点で、10代ではこれが96%あって、さらに3割超がスマホを使っていて睡眠時
間が減ってしまった経験が多々ある。この多々あるというのがどの世代でも非常にあっ
て、70代でも実はある状態だということがありました。

そういったこともありますし、世界的なベストセラーになっている『スマホ脳』だとか、
そういったことは当たり前、職業的にいろんな情報収集をしますので、そういったこと

は文献として読んでいる状態で、スマートフォンが、特に少年に対しては脳の前頭葉野に対する悪影響を及ぼすということは、そういった研究が進んでいるということは認識しておりました。ただ、条例案をつくる、つくらないということは全く別として、こういった形で、スマートフォンを使い過ぎている人がいるという状態の中で啓発活動を進めていくのかということ、いろいろな形で検討していただければと思います。

あくまで今回の条例案を検討するに至ったのは、先ほど教育部長がお答えしたように、6月25日、ちょっと日付は私、分かりませんが、不登校の児童生徒への対応について、いろいろな角度で検討をしていこうということで、共生社会課主導で会議が開かれて、各課それぞれの代表が集まった会議体の中で、不登校の原因は様々なんだけど、不登校になっている状態だと、どうしても家にいる時間が長くなるので、どうしてもスマートフォンを手に入れている時間が長くなる。そうすると昼夜逆転して行って、重層支援センター、あるいは共生社会課の職員がいろいろな居場所を確保して、不登校については学校に戻そうという考えはもうなくしている状態になっているので、いろいろな居場所を確保して、そこにいろいろな形で居場所に行ってもらおうとしているんだけど、そもそも昼夜逆転している状態でなかなか、そもそもの問題として家から外に出るのが難しくなっている世帯がいらっしゃる、そういった相談も受けているという、そういった状態を踏まえた状態で、各課から、先ほど教育部長がお答えしたように、いろいろな情報を得た状態で、より強いメッセージとして啓発活動をしていかなければいけないということで、条例案としてやっていこうということで職員間で合意した次第でございます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 重層支援センターなどのそういった御相談、具体的な御相談があることはいろいろ分かったんですけども、昼夜逆転しているだとか、そういった豊明の、何家族か分からないですが、その一部分ではなくて、豊明市全体の子どもさんだったり、保護者の方だったり、また、例えば学校の現場の先生、そういった方たちへの実態の把握するための調査というのは、前に聞いたかもしれないですが、されてないような答弁が本会議場であったかと思うんですが、違っていたら訂正してください、なぜそういった調査はされなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

藤井教育長。

○教育長（藤井和久君） 私、古いちょっと資料を調べて、実は去年、全小中学校の保護

者に対して、不登校の関係でアンケートしました。その中の質問項目で、回答率は小学校、中学校とも大体五十数%、小学校が900人ぐらい、中学校が、中学校が900人回答があって、小学校は1,851人回答がありました。その設問項目の中で、お子さんのことで困っていることはありませんかという質問しました。小学校で最も多かったのが、411人で、これ、複数回答オーケーなんですけども、ゲームやインターネットへの依存、これが22.2%、それから中学生が、1番が子どもの今後の進路328人、2番目がゲームやインターネットへの依存239人、これが26%ということで、やはり各家庭の中でも、相当スマートフォンを含めたインターネット、ゲーム等のお子さんに対することでの困り事があるなというふうには認識はしておりました。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 私のちょっとした体験を基に質問をさせていただきますが、私はこの条例がこうして出来上がって提出していただいたことに対して、本当に喜んでおります。すばらしい時期にいい条例ができて、いろいろ、中についてはそれは人それぞれですので、いろんな意見があって反対もあるかもしれません。それは仕方がないと思います。

私は、なぜ数年前、もっと前かもしれませんが、絶対こういう条例が必要だと、国が率先してやるべきだと思っていたのは、私は保護司をしておりまして、中学生、また高校中退等、たくさん子どもたちと出会っています。必ず一番最初に、漢字で自分の住所、名前を書くようにということを求めます。ほとんどの人がまともに読める漢字で書けません。何でこういう状況になるのかなど。義務教育もあり、高校も出ていても、中退していても、まともに書けない。やはり、それが、ちょっとしたことで、きっかけで、携帯について話を、話題を変えていくと雄弁になるんです。我々が知らない使い方を平気で教えてくれる。ですから、携帯さえあれば、彼らは世界中の人とつながっていく。日本中の人と友達になれる。これがやはり1つ悪の道に入る大きなきっかけにもなるわけです。親に話をしても、親ももうどうすることもできない、止めることもできない。そういった現場をたくさん見てきていましたので、豊明市のほうからこういった条例が出たことに対しては大歓迎です。

これから反対意見、いろいろ出るんでしょうけど、一番重要なことは、先ほどもちょっと話がありましたけども、豊明市職員全員が賛成ですということはまずあり得ないと思います。しかし、市長当局の、市長を含めて、当局のこの案をしっかりと理解をして、職員が、一人一人がこの条例案を市民に対して丁寧に説明していく、そういう姿勢が望まれるんじゃないかなと思います。条例をつくりましたから、皆さんこれを見て、いいですか、

これに倣って、少し子どもに話をして、条例に沿って携帯の使い過ぎをやめていただきたいって、そういう条例じゃなくて、本当に家庭も大事にする、子どもたちの能力を高める、そういった素晴らしい内容ですので、言葉尻を取るんじゃないで、一人一人の職員がこれを理解した上で、住民の方、また反論される方々に丁寧に説明をする、そういった姿勢が必要かと思えます。つまり、この条例に対して、いろいろ反対があっても、不退転の決意でいるということに変わりありませんか。その決意を述べてください。お願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） では、まず最初に、1点だけちょっと、今の月岡委員のお話の中で、私は少しちょっと違和感があったところが1個あります。それは、スマートフォンの優位性というんですかね、有用性というのは、我々、非常に認めているところです。それは我々もそうですし、それから、あと、今、例えば教育委員会ですとGIGAスクールを、先ほどの議案ではないですけど、GIGAスクールを今進める立場にありますので、そういったツールとしては申し分ない部分なものだというふうに思っております。

ただ、その中で、例えば長くどうしても使ってしまうというような現状、先ほど教育長が申し上げたと思うんですけど、そういったような現状もあるというところ、それを、例えば保護者の方が少し課題に思っているというところも我々は分かった上で、このような形の条例を出させていただいているという状況だけは把握のほうをいただいている形でお願ひしたいと思えます。

条例として出す上では、私ども、先ほどからいろいろな部門の者が関わっているという話をさせていただきましたけれども、市全体でやるということは、もちろん当初から予定をしているところであります。それは、我々教育委員会側もそうですし、健康部門のほうももちろんあります。健康に関する部分も、これからまたいろいろ詰めていかなきゃいけない部分だと思っておりますので、そういったようなところ。それから、そのきっかけとなったような重層支援の部分、そのあたりも十分にそれぞれをリンクさせながら進めていく必要があるかと思っておりますので、そのあたりについては、条例として出させていただく上では十分に活用をしながら、またはその意図を十分理解しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今回の条例案は非常に重要な案件だという認識の下、出させてい

ただいております。ですから、今、既に報道がされている状態で、多くの市民の皆様が御存じの状態になっているし、市の施策としてこれほど多くの住民が、それについて一定程度知識としては持っていらっしゃる、そして関心を持っていらっしゃるということは、恐らく市政の中でも非常にまれなケースだというふうに思います。

例えば二村台小学校が誕生するときに、両校が統合する状態になりました。ただ、あれについても、ある意味、あの学区の方は皆さん御存じなんですけども、ほかの学区の方は誰も知らなかったんです。だから、そういった意味では非常に重要な案件だという認識の下、条例案を提示して、多くの市民の皆様がそれについて、少なくとも関心を持っていただいたということは重要なことだというふうに認識しております。

この結論は議会が出される状態だと思いますけども、いずれにしましても、我々としては、このスマートフォン等によって、少なくとも我々が今現在ターゲットにしている睡眠時間については影響を及ぼさないように、いろんな啓発活動を進めていかないとというふうに思います。

さらに言うと、今回いろんな報道されたことによって、いろんな方とつながっている状態になっていることと、市の皆様から別の切り口で、スマートフォンに対する悪影響を指摘されている状態になっています。専門家からの指摘は、先ほども触れましたけれども、スマートフォンの長時間利用が青少年の前頭前野、脳が成長途中にある子どもたちへの影響を非常に厳しく指摘されている。しかも研究が相当進んだ状態で、相当な実証数もある状態でそれを指摘されているということがまず1つ。これについては重要な案件だというふうに思っております。

それで、もう一つは、市民の皆様から、歩きスマホ、ながらスマホに対する心配が相当数あります。我々は、睡眠時間をターゲットにしていることは、健康問題については、我々は全市民が健康で暮らしていただくためにありとあらゆる努力を進めていかないといけない、これは自分たちの責務だというふうに思っておりますけども、安全・安心については、ある意味広く、健康問題も含めて、我々は当然ながら健康と財産を守ることが最初の責務でございますので、それについても市民の皆様からいろんな形で情報を得ながら進めていかないといけない分野があるということは、今回の取組によって認識できました。

だから、今回の条例案とは切り離される状態になりますけども、そういったことについても、条例案の可否については別にして、自分たちとしては検討をし、また市民の皆様といろんな形で啓発活動をしたり、また、市民の皆様の御協力を求めていく必要があるというふうに認識しております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 質疑させてもらいますが、今回のこの条例というのは、やはり提案されてから、ずっと話聞くには、この2時間という時間がすごい先に走ってしまっているというのがあるんですよね。しかしながら、現代人というのは10分に1回スマホを見るという今時代ですね。おまけに1日平均4時間というのが、これ、ちょっと古いデータなので、今はもう少し多くなっているのかなと思いますが、その中でもやっぱり10代の若者の2割、何かスマホに7時間費やすという話を聞いておりますが、やはり、その中でも、罰則がなく2時間以内というふうで条例文の中に書き込んだということは確かでありますので、幾ら目安としてでも、その辺のこの2時間というところをどういうふうに、目安なんだよという表現なのか、今後、ここの2時間って大きなポイントになると思うんですけど、どのように進めていかれるんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 先ほど毛受委員からの御質問ということで、2時間の根拠、根拠でいいと思うんですけども、そちらのほうですけれども、今日の資料請求でも出ておりました、厚労省の健康のための推進ガイド2023、そちらのところ部分で、子どもの睡眠時間というのが、推奨時間のほうが載っております。おおむね9時間、10時間とか、それぐらいの時間数が書いてあると思うんですけども、これは子どもの1日の生活サイクルを考えてみたところ、子どもが朝、例えば7時に起きて学校に行かなきゃいけないと。そこから逆算をしていきますと、おおむね9時とか10時ぐらい、それぐらいには寝なきゃいけないという生活サイクル、まず睡眠時間を確保しようと思うと、そういうことになってくると思います。条例の中に書かせていただいた9時、10時に睡眠時間に入りましょうといったことは、まず1つがそういうことです。

そして、今度逆算しまして、学校から帰ってきまして、例えば宿題をやったり、遊んだり、夕御飯食べる、お風呂に入る、そういったことをしますと、結果その時間というのは、恐らく8時ぐらいとか8時半ぐらいになるのではないのかなと。そうすると、そもそも子どもの余暇時間というのは平日は意外と少ないというのが、今回条例をつくる時に改めて考えていまして、時間数が何となく出てきたというふうです。子どもも平日についてはとても忙しい時間を送っておりますので、その中で、家庭教育の側面から、2時間を目安とさせていただきます。その2時間の中でも、家庭内で、御家族で例えば団らんを取る時間とか、そういった時間も大事だと思いますので、2時間という時間がおおむね目安

としては適当で、妥当ではないかというようなことで、条例のほうに書かせていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 毛受委員の御指摘の2時間という問題は、恐らく2時間について、いろんな誤解を生んでいるということだというふうに自分は捉えました。

2時間の誤解は2つありまして、まず1つ目が、余暇時間についての2時間以内を目安にしましょうという条例の文章になっているんですが、全ての時間、仕事や学習時間も含めた状態で、ひっくるめた状態で2時間というふうに、いまだに誤解されている方々がいらっしゃる。これは、仕事や学習をするに当たって、先ほどGIGAスクール構想の関連の案件について審議いただきましたけれども、それも含めて、今や仕事や学習も含めて、スマートフォン等がないと基本的にはもうやっていけない。生活もできないし、学習もできない、仕事ができない。それは前提にしています。ですから、スマートフォンの機能そのものは、我々は肯定している前提になっておりますので、これはあくまで余暇時間についてですよといったこと。それについて、いろんな形で、多分QAをつくって行って、例えば通勤、通学時間どうなんですか、それについては余暇時間というふうに自分たちは認識してないだとか、そういったQAをいろんな形で積み上げていく必要があるのかなというふうに思います。既に市民の皆様からいろんな意見をいただいておりますので、多い質問項目はどういった項目か分かりますので、そういったQAをホームページ上も、また広報紙とか、そういったことでも公開していく必要があるというふうに思います。

もう一点は、2時間が一律我々が求めているものだという、そういった誤解です。あくまでこの2時間は目安です。ですから、睡眠時間や家族とのコミュニケーション、こういったものについて支障がなければ、これは2時間を超えても構わないというふうに、もう既にホームページ上で、自分のメッセージとしても既に公開しております。しかも、これは最初から、記者会見の一番最初、8月20日の時点からそのように伝えております。ですが、どうしても、報道の内容についてどうのこうのというわけではなく、自分も報道機関にいましたので、どうしても編集する時間があるし、記事の長さ、あるいはテレビの放映時間、そういったものは制限がありますので、どうしても、それを全部は伝えられないので、誤解を生む部分がどうしてもそこから生じてしまって、そこを切り取った状態で、また新たなネット上での切り取りが行われて、そこに書き込みが行われる。そういった形で誤解が拡散したことは間違いありません。一律そういったことを求めているわけではないということは、いろんな形で私もメッセージとして伝えて、ホームページにも載せましたし、

報道機関の皆様にもお伝えしました。そして、また自分のスクリーンショットというか、スクリーンショットじゃないですね、スクリーンにそれが出ている、スクリーンタイム、スクリーンタイムを公開したこと、あれについても、勝手に稼働していたり、ただ置いてあるだけの時間も全部含んだ状態で公開していますけども、あれも2時間、自分自身がこの2時間という制限の下、生きているわけではない、それを求めているわけでもないということを、報道機関の皆様を通じてメッセージとして伝えるために、あれをわざわざ見せました。

そういったことで、決して2時間を制限する、2時間というふうに一律求めるものではなくて、それが睡眠時間や家族とのコミュニケーション、重要なことについて支障がなければ、要するに過剰使用になってなければ、それが3時間、4時間、5時間になっても、あるいは、休みの日はちょっと長く使いたい、自分はゲームが趣味なので長く使いたいという方は、それはどんどんやっていただいたらいいのかなというふうに自分たちは認識していますし、そのようにメッセージも出しております。

その努力を我々は、先ほどの月岡委員の指摘じゃないですけども、そういったことを、もし仮に条例案が可決されたとした場合には、そういったことを丁寧に市民の皆様にあらゆるツールを通じて告知していく。また、市民の人から新たな質問があったら、それについては答えていく義務があるというふうに思っております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 先ほど来から市長のほうから、この条例に取り組むに至った背景をお聞きいたしました。

本条例は理念条例であり、スマートフォン等の使用時間に関する記述はあくまで目安であって、強制力を持つものではないということを理解をさせていただきました。その上で、家庭の事情に応じて柔軟に判断されるべきものだとも理解してよろしいでしょうか。

それと、この条例文の補足説明を加える余地はありとお考えでしょうか、お聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） まず、最初のほうですけれども、家族間のほうで柔軟に対応するということにつきましては、委員おっしゃるとおりでございます。もともとそういう想定で、話し合う機会をつくっていただくということ。その中で、例えば、どうしても塾

に行っている時間が遅いので、遅く帰ってくるような子も見えるかと思えますし、いろんなところで、家庭の中で使い方というのは一律ではない、確実に異なることだと思っています。

ただ、一般的に2時間と言っているのは、例えばほかのおうちの方とうちとどう考えるんだらうというときに、どうしても比較する上では、何らか指標が要るというような形での2時間というふうに置いている部分もありますので、そういったところは各家庭間の協議の中で進めていただくというのが本来の趣旨で、我々は努めているというところでございます。

補足説明につきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、少し誤解を生んでいる部分というのが少なからずあるということ、報道のされ方によったり、ネット上の情報によっていろいろありますので、そのあたりについては十分に手を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 確認なんです、条例施行後も市民との対話の場を継続的に設けて、必要に応じて見直しを行うという姿勢はいかがなんでしょうか、お伺いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 対話の場というか、なかなか難しい部分ではあるかと思うんですけども、こちらとしましては、まずはアンケート等は確実に行った上で、意向のほう、この条例の前後のような形のもので何か変化があったというようなことですかとか、あと、それから、どういったような話合いがされているかというようなこと、そのようなことについては十分にこちらのほうも情報を得ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今後の状態としては、環境が変化すれば、全ての政策において、また条例とか予算も含めてですけども、いつも申し上げてはいますが、環境の変化に柔軟に応じて速やかに行動していくというのが豊明市の姿勢でございますので、今後、このデジタルデバイスを取り巻く環境がどういうふうに今後変化していくのか分かりませんので、そういったことを踏まえた状態で、この条例案について、修正が必要な場合には、柔軟に対応していきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど部長が、今後のことで、アンケートを前と後でやっていきたいということなのですが、前というのはやられてないですよ。先ほど教育長のほうが、回答、五十数%の回答率云々というのを御説明されたんですけども、それ、ちょっと確認で、対象は子どもじゃなくて保護者が対象かということ、まず、そこ、お願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 藤井教育長。

○教育長（藤井和久君） 去年の秋に、子どもは学校に通いづらい子どものみ対象、それから保護者は全保護者、小学校、中学校全保護者を対象にアンケートしました。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 子どもさんは全部ではない、限られた方を対象にされたということで、先ほど、また部長さんに戻るんですけども、条例を仮に可決された場合なんですけど、条例の制定の前と後のそういった検証するに当たって、前のデータがありませんよね。1つちょっと疑問に思ったのが、先ほど教育長がお答えになられた調査については、今までのいろんな本会議質疑だとかのやり取りの中では一切お答えにならなかったんですよ。当時の私のメモでは、そういった実態把握というのはされていないような答弁をされてたんですけど、なぜここでそういうふうに変ったというのか、おっしゃったのかということも含めてお答えください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

藤井教育長。

○教育長（藤井和久君） 最初に私のほうの質問から。

確かに議案質疑のときにはそのように答えてなかったと思うんですけども、当然委員会の中でいろんな質疑があると思います。このアンケートも、別にスマホのアンケートではないので、私の中からちょっと落ちていて、こういうアンケート調査をやって、何かスマホの関係の設問がなかったかなと見たらあったので、それを先ほどちょっとお答えした。なので、別に隠していたわけではなくて、議案質疑のときには分からなかった。我々の情報としては持っていなかったんですけども、去年あったアンケートをもう一回引っ張り出して見たら、たまたまスマートフォンだとかゲームのことで困っているよという家庭が多いということに分かったので、今回回答させていただいたということになります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 先ほどのふじえ委員の、前と後で前のデータがないじゃないかということだと思んですけど、ちょっと私の言い方が悪かったんですけど、前と比べて後ではどのようなふうを考えましたかというようなことをお聞きするという、そういう想定でお答えをしております。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今、教育長がおっしゃったアンケート調査については、重要なんですけども、重要なそういったことを、いろんなことを踏まえた状態で、睡眠時間だとかデジタルデバイスの影響について、それぞれが何らかの啓発活動を進めていかないといけないという状態になっていたという、そういった裏づけでございます。あくまで今回の条例案は睡眠時間をターゲットにしていますので、何度も再三申し上げますけれども、我々は、厚生労働省が出している健康づくりのための睡眠時間2023、各年代についての必要とされる睡眠時間、そこから割り出した状態で2時間以内を目安、そして、小学生以下については午後9時まで、18歳未満から中学生までは午後10時までというのを目安にしようという時間設定を設けている状態になります。

この前提として、別にこれを資料としているわけではございませんけれども、当たり前の情報として、これは広く報道されている話なのであれですけども、先ほど教育長もお答え、教育長じゃないな、毛受委員が御指摘された内容と全く一緒です。こども家庭庁が令和6年度の調査で、小中高生のネット時間を調査したところ、平均で5時間超えている。そして、特に高校生については3人に1人が7時間以上使用しているという、それは非常に大きく報道された内容なので、これについては、小中高生のネットの利用時間が非常に長くなっているということはもう全ての、ある意味常識的な状態として、さらに、そういった現場でのスマートフォンの使っている状態というか、そういったことについての各方面からの指摘を受けた状態で、少なくとも睡眠時間を確保していけることについて、より強いメッセージとして啓発活動をしていかないといけないという認識に至ったと、そういった意思決定の中でございます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のお話を聞いていまして、スマホの利用時間と睡眠時間との因果関係についての根拠が見えてこないんです。確かに平均のスマホの使用時間が何時間とかというのはそういう、今おっしゃったんですけども、そのことと睡眠時間との関連、因

果関係というのを、根拠があるのであれば、説明をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 先ほどのこども家庭庁のインターネット等の利用時間は、ある意味、異常なぐらいの時間数になっております。子どもたちがいろんな形で使用する、1日の過ごし方、当然ながら学校での勉強の時間、あるいは、何らかの形でスマートフォン以外で使う時間、当然食事をする時間、そして睡眠時間、そういった時間がありますけども、これだけの時間を使っていると、睡眠時間に対する影響が一定程度あるということは推測されると思います。

もう一点、先ほども申し上げたように、国のデータでないので、今回これを基にしていませんけども、民間の調査、非常に幅広い調査として、先ほど申し上げたようにNTTドコモがモバイル社会研究所というのを持っておりまして、これ、2022年、6,000人以上の、非常に母体としては大きい状態で、15歳から79歳の利用者からアンケートを取ったところ、全体の9割弱が、スマートフォンを使っていて睡眠時間が減ってしまった経験があるというふうに答えている上に、10代では、3年前の時点で、3割超がスマートフォンを使っていて睡眠時間が減ってしまった経験が多々ある。この多々あるというのを見ると、10代が32%、20代が25%、30代19%、40代でも13%、70代でも実は2%あります。この下、多々あるの下が少しあるなんですけども、少しある、多々あるだけで見ると、10代においては72%。10代は心身共に成長しています。10代はより一層睡眠時間の確保が必要だということは、これは厚生労働省も、先ほども申し上げた健康づくりのための睡眠ガイド2023でも指摘しておりますし、ある意味、これは医学的にも当たり前の話なので、これは共通認識というふうに理解しております。

そういった意味では、あらゆる年代にも必要だし、特に少年たちについては睡眠時間の確保がより一層重要なので、全世代に2時間以内を目安にしましょうと呼びかけをするとともに、少年たちについてはさらに、ここの時間までで終えることを目安にしましょうということをわざわざ示しているのは、そういったことがデータとしてあるからです。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかに。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 一方で、私もいろいろ、今回の条例案でいろいろ調べたり聞いたりしているんですが、総務省が5年置きに調査をしている社会生活基本調査というものがあります。こちらは日本人の平均睡眠時間の推移が示されているわけですが、5年ごとの、それで見ますと、40歳以降、私たちのような年代の上の40歳以降は、確かに睡眠時間は少

なくなっている傾向が見られるんですが、39歳以下のほうを見ても横ばい、むしろ近年は増加傾向にあるというふうにグラフで読み取れるわけです。10歳から14歳では8.7時間程度、15歳から19歳でも7.9時間程度まで、そういった睡眠時間が回復しているというデータが読み取れるわけです。

つまり、何が言いたいかって言いますと、先ほど市長はいろいろデータのこと言われました。今、私が総務省の調査の結果のデータを言いました。なので、スマホによって睡眠時間が減少しているということの裏づけは、はっきりとできないんじゃないでしょうか。それだけいろんな角度から見方、捉え方、その因果関係というのは、現時点ではそういう根拠がないというふうに言っておられる専門家の方もいらっしゃるんですけども、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 総務省のデータ、私も拝見したことがあります。詳しくはちょっと今現在手元にないので分かりませんが、これは一般的に、睡眠時間の確保が非常に重要だということについて、国を挙げて非常にこの数年間、啓発活動を進めてきました。そういったことが一定程度成果としてはあるんだろうというふうに思います。

ただ一方で、ネット利用時間がどんどん長くなっていることは間違いない状態でございます。今回のスマートフォン条例でいつも申し上げているんですけども、今現在、睡眠時間はきちんと確保されたり、あるいは、家族とのコミュニケーションがスマートフォンによって悪影響を及ぼしてない方々については、この条例案をスルーしてもらって結構なんです。何もその人たちについて生活を変えろと言っているものではないので。

よくある、たばこのポイ捨て条例というのが名古屋市にもあります。名古屋市の中心部、栄地区に行くと、それがいろんな形で路面上に貼ってます。ですが、たばこを持ってない人については全く関係のない条例です。だから、私は全く、名古屋市にいたときに、この条例について何の認識もしていませんし、意識もしていません。

ですから、今現在、それについて適正に使っていらっしゃる方は、この条例についてはスルーしていただいて結構なんです。あくまで私たちは、全住民の健康問題について啓発活動を進めないといけないという、そういった責務を背負っているというふうに考えておりますので、今現在スマートフォンを使い過ぎている、それによって睡眠時間が一定程度影響を受けているという、そういったことを自分でチェックいただいて、それについて影響があるんだったら、自分で一定程度それを抑えようという意識になっていただく。あるいは家族の中で、ずっとスマートフォンを持っている状態で、家族の一員が、一部の人が、

スマートフォンによって睡眠時間を削られているという意識があるんだったら、ぜひともこの機会をもって、スマートフォンの使い方について家族間で話し合ってください。きっかけをつくってもらえれば、我々としては、自分たちの今回の条例案としての目標は達成できるというふうに考えております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今までの市長や教育長や部長の御説明をお聞きすればするほど、なぜ条例なのかなど。これ、条例じゃなくてもやれることだと思いますし、私自身、最初にこの条例案が示されたときは、直観的な違和感でした。ただ、その違和感が何なんだろうというところは、その時点ではクエスチョンだったんです。その後、いろんな本会議質疑のやり取りや、メディアを通してでもですし、いろんなことを聞いたり調べたり、市民の声、聞いていく中で、ますます条例である必要性というのはないというふうに今断言したいんです。

それはなぜかといいますと、私の中で、本来条例をつくる、本来あるべき姿というのは、何か害や問題があって、その害とか問題というのはもちろん科学的根拠に基づいたものです。思い込みだとか、だろうだとか、一部の人の声を聞いただけではありません。科学的な根拠に基づいた害があって、その害を防止するためにつくるのが目的だと思っています。その目的を達成するために、何か市民の皆さんに制限を課したり、義務をしたりとかというのが出てくるわけですが、その規制する制限だったり義務を課すことが憲法にちゃんと合っているかどうかということ審査して、初めて条例というものは目的と効果で出てくるものだと思うんです。

今回、この条例案というのは、先ほど科学的根拠って、私、何回も言っているんですけども、そこが見えないんですよ。実際の豊明の実態の調査がされてない。一部の、一部が何人家族か分からないですが、確かにそういった困っている御家族もいらっしゃる。ですが、それをもって市民全体に睡眠時間の、スマホを使うことが睡眠時間が減るといって、その因果関係が、まだはっきりとした根拠が示されてないにもかかわらず、スマホとかゲームとかといった、これに焦点を絞って、今回こういう条例という形を出していることについてはすごく違和感があって、そういった声もすごく市民からも届いているんですが、そういうふうに、条例とはというところになるんですが、このことについてはどういうふうにお考えですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） これはメディアの方々から再三聞かれたことですので、ちょっと御説明いたしますけども、自分のメッセージというのは非常にたくさん出しているんです。6万8,000人しか市民がいらっしやらないので、自分と市民の皆様の距離も近いんです。いろんな機会で市民の皆様と接する機会がある。

例えば昨日も館地区で、自分はあるグループに呼ばれた状態で、20人ぐらい御高齢者がいらっしやる状態で、敬老イベントが行われたので、基本的には外出いただくこと、人と接すること、そして運動すること、そういったことをずっと続けていただくことによって皆さんの健康寿命が延びるので、ぜひともこういった会を大事にして、しんどいときもあるかもしれないけども、本当にしんどいときは除いて出てくださいということを言っています。こういった認知症予防であったり、あるいは、今現在9月ですんで、家具の転倒防止については、本当にいろんなところで再三申し上げます。ただ、いずれにしましても、関心を持っていただく方は関心を持っていただくんですが、それが広がるかという、なかなか広がらない。

ということで、今回のスマートフォン条例、スマートフォンの関連した条例については、自分たちは強いメッセージとして、特に少年たちの心身の成長に影響を及ぼす、睡眠時間が削られるという問題については、そういった認識の下、強いメッセージとして出して、社会的な問題として捉えていこうということが狙いでございます。例えば、ふじえ委員は例えば子ども基本条例をつくってくださいということを再三議会でもおっしゃってきました。じゃ、各市、それについて、具体的な問題が各家庭にあって、それでつくっているかという、そうではない状態でございます。

名古屋市の、例えばなごや子どもの権利条例っていうのがあるんです。ここでは保護者の責務として、保護者は子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならないと規定しております。努力義務で規定しているんですよ。そういったことで強いメッセージを出しているんですが、それが科学的根拠があるかどうかという、そういうわけではない。子どもの権利を守っていこうという、ある意味当たり前のことを進めるがために、それを進めようとしている。それを後押しするために、この条例をつくっている。恐らくふじえさんがこれまで議会でもおっしゃっているように、我々にそれを求めていらっしやることも、それを、当たり前のことなだけで、条例として強いメッセージを出すために、多分条例案としては求められているというふうに思うんです。あえて反問はしません、今日は。それ以上は申し上げませんが、無駄な議論なのでそれ以上しませんけども。

そういうことで、メッセージを強めるがために条例案を出すということは多々あります。

そういったことで、その一環として、我々としては、スマートフォンの影響については、これだけ、先ほど申し上げたことも家庭庁のネットの利用時間が長くなっていることを踏まえると、それを放置することは、ある意味、逆に言うと、今回睡眠時間をターゲットにしていますけども、健康について一番前線にいるのは、国でもない、県でもない、基礎自治体である市町村でございます。それについてできることは何でもやる、それが我々の責務だし、自分たちはその姿勢で仕事もしていますし、今回の条例案もその姿勢の下、提案している状態でございます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 委員の皆さんに質問いたします。

質疑のほうはまだまだ、皆さん御予定がありますか。

では、質疑の途中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

午前11時13分休憩

午前11時23分再開

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 先ほどのふじえ委員の2時間の根拠が科学的に証明されていないのではないかという点につきまして、専門職を有する支援チームの立場から回答させていただきます。

この1日2時間という目標というのは、あくまでも市が促す目安であり、目標設定でございます。スマートフォン等のデジタル使用を、何時間を超えたら絶対的にこうなるというような因果的に証明されるコンセンサスを得た研究は、現在のところ、あるわけではございません。

この1日2時間とした根拠でございますが、国内の専門団体、または行政の啓発資料で示されている目安に基づいて設定されたものでございまして、例えば、先ほど申し上げました厚生労働省の睡眠のガイドですとか、それから、子ども家庭庁のリーフレット、それから日本小児科医会等もこの2時間を目安としております。こうした国内外の専門団体、行政機関の啓発資料で示されている目安に基づいて、本市で決めました啓発目標でございます。

政策を進める上では、目標値を掲げるということは大変重要なことというふうに考えております。数値目標を持たない政策は啓発の支援も曖昧になってしまうことから、数値が

あることで家庭や学校が話し合うきっかけとなり、そして、現実に行動を促すための指標として2時間を設定させていただいたものでございますので、科学的なエビデンスということはさして重要ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 前半の部分で、市長と部長がお答えになられたいろんなデータを示してくださったんですけれども、1つ確認させてください。

スマホの利用時間が増えているということは分かるんですが、先ほど、数字が違っていたら訂正してほしいんですが、平均で5時間とか7時間とかという数字を言われたんですが、それは余暇の時間で使う5時間、7時間なのか、通勤や通学、子どもは学校ではタブレットも使っていますし、当然利用時間というのは増えているわけなんですけれども、どの部分が増えているというふうでおっしゃったのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今、こども家庭庁の令和6年度調査、ネット利用時間、小中高生に対するネット利用時間についての調査の調査資料を詳細には持っておりませんので、ちょっと今現在、全部は答えられませんけれども、基本的にはこの7時間、例えば高校生のうち、3人のうち1人が7時間以上だというのは、これは全部のトータル時間です。ただ一方で、実は目的別もこれは調査しておりまして、目的別で見ても趣味・娯楽がやっぱり一番長くて、これが3時間1分、これは平均で、小中高生全体の平均が5時間を越えたというふうに申し上げたと思いますけれども、そのうち目的別で見ると、趣味・娯楽が一番長くて3時間1分に達しているといったことでございます。

ですから、この5時間だとか7時間というのは、ほかの時間も含めていますけれども、既にこども家庭庁の調査は、この趣味・娯楽において、とても長い時間ネットを小中高生が利用しているという、そういった調査結果を既に公表しているということでございます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 全国的なそういった傾向は分かるんですが、では、豊明市、私たちのこの住んでいる豊明市において、そういった問題、課題というのは出ているんですか。そういう調査は、先ほど調査はしていないような感じなんですけれども、そういった全国的

な傾向は分かりましたが、本市にそういった兆候、傾向というのははっきり出ているんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 先ほど教育長がお答えしたように、一部のそういった調査内容はありますけども、全般的な調査を、このネットの利用時間について調査しているわけではございません。

ただ一方で、豊明市はベッドタウンで、ほとんどのいろんな調査内容については、ほぼ平均値に近い状態が出てくるのが豊明市だというふうに認識しております。ですから、日本の縮図になっている状態がこの豊明市だというふうに考えた状態で施策は推進しておりますので、それはほかのことについてもそうです。一つ一つ詳細に調査をしていくと時間もかかるし、それだけその間にいろんなものがどンドン進行してきますので、我々としては、基本的には速やかに政策は推進していくという方針でございますので、このこども家庭庁の幅広い調査については、豊明市でもおおよそこういった傾向にあるというふうに認識しております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 家庭状況というのは本当にそれぞれというのは、もう皆さん周知なことなんですけれども、仮にこの条例が制定された場合、条例があることによって苦しむ子どもや保護者の方もいるかもしれないという、そういう思いは至りませんか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） ですから、条例の、先ほど毛受委員が御指摘されたように、2時間というところが独り歩きして、それが一律だというふうに誤解のまま、いろんな形で識者も含めてコメントを出されています。そういったことを我々としては、この2時間はあくまで一律ではなくて目安であって、睡眠時間や家族とのコミュニケーション、そういったことについて支障がないかどうか、まずはセルフチェックしていただくための目安としてそういったことを考えていただきたいということを、非常に強くいろんな形でメッセージとしては出していく必要があるというふうに認識はしております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 理念条例とはいえ、そういった私的個人の生活の領域に入ってくる、入っているということは、この条例案が、それがそういうふうな私的な生活の領域に踏み込んでいるということ、当局は認識されていますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 決して何かを制限するものではありません。あくまで啓発活動をするための目安を示しているだけでございますので、市民の皆様、こうしてください、ああしてくださいという形で、各家庭にある意味入り込んで、それを指導するといったことは一切考えておりません。それぞれがいろんな形で家族の中で話し合っていていただく、そういうきっかけにさせていただきたい、それが思いでございます。

それこそ、先ほど申し上げた子どもの権利条例は、全国的にいろんなところで制定されていますけども、そこそこ家庭の中に踏み込んだ状態の条文がどんどん載っております。そういったことも踏まえた状態で、私たちは早急にこどもの権利条例をつくるわけではなくて、いろんな情報を収集した状態をつくっていかないといけない。それは、ある意味、ふじえさんが再三指摘されていますので、勉強されていると思いますので、御存じだと思いますけども、それ以上あえては言いません。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 子どもの権利に関してですが、国連の子どもの権利条約の保障上、日本ももちろん批准しているわけですが、理念というより、根本の人権のことなので、それは今の市長の言われたお考えと私とでちょっとずれているわけですが、子どもの権利のことはまた後で順にお聞きしていこうと思うんですが、市長が今まで、家庭でしっかり話し合えれば、余暇時間において3時間でも4時間でも構いませんよと、そういうふうな説明されるわけです。そういったことは条文には書かれてないですよ。条文を読んだだけでは読み取れないわけです。市民とかメディアとか、誤解を生んでいる、それは今後説明をしていけばいいというふうな説明に私は受け取れたわけですが、後から後から補足説明をする、補足説明が必要ということ自体が、この条例の不完全さを証明しているというふうには私は思うわけですが、どういうふうにつまえますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 恐らく条例案を全文読んだところで、全部をちゃんと理解できる方はほとんどいらっしゃらないと思います。はっきり言うと……。

（発言する者あり）

○市長（小浮正典君） すいません、傍聴席でおっしゃっていますけども、これは、続けますね、ばかにしてはいません。申し訳ございません。ばかにしているのかと言われましたけども、一切ばかにしていません。それは私も含めてだからです。

全ての条例については、内容を全て、全ての条文について理解するというのは非常に困難です。そういったことも踏まえた状態で、条例案については、条例案、あるいは法もそうです。逐条解説と一緒に掲載する、いろんな形で告知する場合に、そういった手法を取られることは、それはそういったことが起こり得ることを踏まえた状態でやります。権利、義務を制限する場合、これについては、その人の生活とかそういったものに対する支障が出てくるので、非常に詳細に、この場合にはこうだということが明確に分かるものにならないと、そもそも法として、法令として不十分な状態になりますので、そういった部分については非常に細かく設定する形になりますけども、基本的に今回の場合には、理念条例でございますので、柔軟に把握いただける余地も、ある意味、必要な状態になってきますので、そういった形の条文のつくり方にしております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 傍聴者の方に申し上げさせていただきます。

発言のほうは認められておりませんので、お静かにお願いをいたします。

では、そのほかございますか。

一色委員。

○一色美智子委員 今回、条例という形式を選ばれたのは、単なるキャンペーンではなく、行政が介入ではなく、先ほどから言われております、強いメッセージとして、継続的な取組として位置づけるためということによろしいでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 委員のお見込みのとおりでございます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 そういう強いメッセージだとか、市として社会全体を知ってもらって巻き込んで啓発をしていきたい。であれば、なぜこの条例案を出す前にパブリックコメントを実施しないのでしょうか。それについては本会議場で、義務を課したり権利を制限する内容ではないから、パブリックコメントは必要ないんだというお答えがあったかと思うんですが、本気で本気で本当にこのことに取り組みたいのであれば、数年前から考えていらっしやっただのであれば、いっぱいやれることを、いっぱいあるかと思うんですよ。そ

れをせずして、唐突的に出てきました、そういうふうを受け取れます、市民も私も。その数年思っていて、そういうことを、すべきことをせずに、こうした条例案、科学的エビデンスが、先ほど課長のお答えでもありましたが、睡眠時間とスマホの利用時間の科学的なエビデンスがないというものを出してくるというのは、すごく危険なことじゃないですか。私、そういうふう思うんですが、どうお考えですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 危険なことということについては、自分としては訂正いただきたいなど。権利、義務を制限する条例ではないので、それについては訂正いただきたいということがまず1つ。

それから、実はパブリックコメントを取ったりアンケートを取ったりという意見は、職員の中にもありました。教育部長がお答えした中で、いろんな議論があった中で、それも1つありました。最終的にこの9月議会に出したことについては、時期として意味があります。

9月を境に、不登校になる子どもたちが毎年非常に増えます。我々は目の前の問題を常に意識した状態で、市政を運営していかないとはいけません。これは毎年の傾向として、この2学期の段階で、夏休みを明けたところで、非常に学校に行きにくくなってくる。そういった子どもたちが多いということを見ると、最も市民の皆様いろんな形で呼びかける時期がこの時期であろうと。要するに、ここを逃してしまっただけで後に回してしまうと、じゃ、そういった問題を目の前にして、予想的できるにもかかわらず、じゃ、それを放置して先延ばしにするのか。そういったことについては基本的にしない。先延ばしにする施策はしない、市政の運営はしないということが自分としての方針でございますし、それを職員は理解していますので、ですから、この9月の議会に出す状態として考える状態にしました。

理念条例でございますので、先ほども教育部長は議場でもお答えしたように、パブリックコメントの義務はない。ただ、一方で、今回については、2時間について独り歩きしている状態でございますので、そういったことについては、きちんと市民の皆様十分に説明していく責務が今現在あるというふうに、自分たちとしては認識しております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 9月のこのタイミングで出すお考えを言われたわけですが、私は、数年前から構想を練っていた、策定も眼下に入った、なぜそれだけの市長が考えられて時間があつたにもかかわらず、そういった啓発のことだとか、いろんな取組はできると思う

んですよ。それをせずつに出してきたということについて、どうなんですか。今、9月、出さなきゃいけないということは言われたんですが、それまでにやれることはありますよね。この条例ができてから市民に説明するだとか、補足説明をするだとか、それって逆じゃないですか。最初に投げかけたことによって、いろんな賛否両論、いろんな意見が出てくるはずですよ。それを踏まえて一緒につくり上げるという考えはなかったんですか。また、職員さんの皆さんの会議の中では意見はなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 何かずっとこの質疑の中の私の討論を勘違いされていると思いますけども、2年前から条例案をつくらうとしているわけではない。全くそんなことは一言も言ってない。こういったスマートフォンの使い方についての影響について、いろんな形で我々は考える状態にタイミングとして来ている。そういった認識を、いろんな情報を集める中である状態で、6月25日に重層支援センターの取組を中心とした会議体が持たれた状態で、その後条例案をつくるという形になったわけでございます。

資料請求も来ていますけども、幹部会にこの骨子案が出てきたのが8月の上旬です。本当に、この9月の議会に何とか基本的には提示させていただいた状態で、最終的には議員の皆様の中で、これは議員の皆様、それぞれ市民の皆様が選ばれた方々なので、そういった中で議員の皆様から、議員の皆さん中で十分に議論いただいた状態で、議員の皆様が出されたいろんな結論については、自分としては踏まえるといったことを前提として、今回の条例案は提示させていただいております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 私自身もそうですし、市民の側からすると、この条例案が出されてからすごい唐突感が否めないわけですよ。市長は主にこういったメディア、テレビや新聞やいろんな、ホームページや、いろんなところで持論というのか、思いというのか、述べられているわけですが、市民は、それが頭ごなしに行われているんですよ。市民が不在だ、そういうふうに感じている市民もいらっしゃるわけですが、それに対してどういうふうに答えられますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） そういった市民がいらっしゃることは、いろんな電話だとかメール等で御指摘いただいておりますので、それについては認識しております。ですから、私も責務がありますので、電話については生涯学習課で受けていただいておりますけども、メールについての返信は自分自身が全部作成をしております。非常に時間をかけて

丁寧に対応していることと同時に、実はいろんな問合せが来ています。小学生も来ました。中学生、高校生も、いろんな何か研究を発表しないといけないということもあって、中学生や高校生の取材の申込みがあって、自分は時間を割いて、1時間以上を割いて全部説明しております。ですから、私との面会を求められた状態で説明を求められた方については、全て自分自身が説明責任を果たす状態にしております。海外メディアもたくさん来られますけども、海外メディアの対応も基本的には自分自身が全部やっておりますし、メールでの回答を求めたやつも自分が回答をしております。

ですから、そういった姿勢はこれから、議会を通ったらもうそれでおしまいではなくて、これからまさにより一層、そういった責務を果たしていく必要があるんだろうというふうに、今のこの1か月間の推移を見ていると、自分としてはそういった認識を強く持っております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の条例案が、罰則はない、あくまで目安だ、理念条例だよということを再三言われるわけですがけれども、子どもに、スマホの長時間利用をやめてほしい、やめさせたい親にとって、条例が、豊明にはこんな条例があるから2時間以内よとか、条例を口実に子どもや孫に言う市民も現にいらっしゃいます。

今回、この条例が仮に制定された場合、そういった形で条例が解釈され、使われることに対する懸念というのか、そのことについてはどういうふうに捉えますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 再三申し上げますけれども、我々としては、その2時間が一律ではないということについて、あくまで2時間は目安だということについて、スマホを過剰使用されている当事者だけではなくて、その家族も含めて、あるいは市民全員がそれを理解いただけるように、そういった努力を続けていく必要があるというふうに思っております。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 なので、この条例が仮に制定した場合に、条例を口実に、条例があるから2時間以内にしましょうねとか、そういった言葉もいろんなところで聞いているわけです。それはよしとするんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 同じことを質問として重ねていらっしゃいますので、もう3回ほ

ど同じ質問なので同じ答えをしますけども、基本的には今回一律ではないので、そういったことについて、今回のことについては、あくまで睡眠時間と家族とのコミュニケーション、そういったことが適切に行われているかどうか、そういったことを行われてなければ過剰使用に当たってくるんで、自分自身でセルフチェックして、一定程度抑えるべき時間があれば抑えてくださいということを啓発するだけでございますので、それは、今現在、過剰使用になっている方だけではなくて、あらゆる市民の方、特にそういった御家族の方々には十分理解いただけるように、これまでも努力してきましたけれども、これからより一層努力を続けていく必要があるというふうに思います。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 この条例の中で、全市民対象にはなっているんですけど、特に小中学生、時間を示されている年齢層あるわけなんですけど、特にここというのは学校というところが大きなポイントになってくるんですけど、運用上どのような、今現状、これ多分、今後変わってくると思うんですけど、今現状だとどのようにお考えなんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 学校の状況を申し上げますと、まず、スマートフォンの使い方のようなのは若干教科書にも触れてあるところはございます。ただ、どちらかというところ情報リテラシーといいますか、そういったようなところの指導が今主になっているということは聞いています。

今回、学校の関わり方として考えておりますのは、そもそも、さっきちょっと市長も申し上げたんですけども、家でスマートフォンをどう使うかというのは、正直、学校の責務というよりは、家の、家族間のルールというふうにちょっと落とすしかないのかなと思っています。これは家庭教育の範疇でということです。実際、それこそ我々が家族間のところに介入するというようなことは、先ほどから申し上げたとおり、踏み込むような理由にはもちろんありませんので、あくまでこのあたりにつきましては学校というよりも、学校はあくまで保護者を經由、保護者に届けるためには学校経由に必ずなりますので、そのような形の意味合いで、学校の責務のようなこともこの条例上は書いてございますので、そのような立場で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 長期的なビジョンをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

先ほどから、この条例は単なる一時的な対応ではなく、子どもたちの未来を見据えた長期的な取組だと理解をさせていただきました。この条例を起点に、今後どのような教育、福祉政策につなげていくのか、お聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） まず、先ほど学校としては、まずは本当にPRに努めていただくということです。我々のメッセージとしては、学校経由で保護者のほうに伝えていくというようなことが1つの大きな目的かというふうに思っておりますので、それは、それぞれ市内の学校等について、もちろん学校よりも下の保育園、幼稚園のほうにも含めてという形になるかと思いますが、PRをしていくという形になるかと思えます。

あと、健康面云々の話になりますと、ちょっとそれぞれの部門が、今最初のつくる段階で、それぞれのところの部署が協力しながら今やっているって話になっておりますが、それぞれの部署で対応ができるような形で、1チャンネルではなくて多チャンネルで、一応進めていくという方向で考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 個別支援を担当する重層支援センターからお答えをさせていただきます。

既に本年度、国立病院機構久里浜医療センターが実施します「令和7年度ネット、ゲーム、スマホ依存の予防・対応等に関する研修」に、市に配置されております公認心理師、保健師などの専門職を受講させております。今後もこういった研修等に参加をさせ、専門職の支援技術をまず向上させていきたいと考えております。

そして、各家庭への支援でございますが、まずは家庭におけるルールづくりを促してまいります。具体的には、この久里浜医療センターのほうを示しておりますルールの例、例えば子どもに占有をさせないですとか、買う前に決めるとか、使用場所、時間を決めるとか、例えば勝手に課金等をさせない、お金のルールをきちんと決めるとか、親が模範となるといった、こういったガイドラインが示されておりますので、これらを活用しながら、家庭のほうのルールづくりを支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど学校関係のことが出てきたんですが、この条例案を出される

に当たって、その前までに、教育委員会の中ではどんな議論がされたのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 藤井教育長。

○教育長（藤井和久君） 教育委員会の中でも、7月の教育委員会の中で、まず最初にちょっとお話をさせていただきました。その中で、もちろんいろいろな考え方がありますので、賛否両論あると思いますけども、やはり今の現状は、やはり決して望ましい現状ではないという、考えている委員が多かったというふうに思っております。8月の定例教育委員会の中にはほぼ条例案が固まっていたので、再度お示しをして、市の考え方を伝えました。その中で、委員のほうから指摘を受けたのは、この条文だけではなかなか読み取れないので、先ほど市長も言ったように、しっかりと詳細を伝えてほしいということがありましたので、それは、もし最終日に条例が可決されましたら、きちっと正しい分かりやすい文面で、保護者に向けてそういったものを伝えたいなというふうには思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 繰り返しの部分が出ちゃうかもしれないんですけども、先ほど学校経由で保護者の方に伝えていく、また、学校では学校の先生がいらっしゃいます。この仮に条例が制定された場合に、条例を口実にとというか、条例があるから2時間以内にしようねという言い方をされる保護者や先生がいらっしゃるかもしれない。保護者では現にいらっしゃるんですが。それって、先ほど市長の口からも出ましたが、子どもの権利という視点からすると、子どもを押さえつけることになりはしないかという懸念があります。子どもの権利、表現する権利だとか、遊ぶ権利だとか、いろんな、あるわけですけども、子どもの意見を聞かずに、条例があるんだから、ほら、条例があるんだから、やり過ぎいかんよ、2時間以内よという形で子どもたちにメッセージを送ってしまう、そういうことについて、先ほどのちょっと答弁ではいいようなふうには聞こえてしまったんですが、本当にそれいいんですか。それって子どもの権利を侵しちゃっていることにならないですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今の問いに対しての答えになっているかどうかちょっと分かりませんが、イメージからしてちょっとお話しさせていただきたいなと思っております。

子どもの権利というのは、もちろん子どもの権利条約とかいろいろありますので、これからさらに重点的に進めなきゃいけないことであるかなというふうに思っております。子どもの権利というのはもちろん擁護していく必要がもちろんあるかと思っております。

ども、逆に子どもの成長に対して、何らか悪影響があるような部分があるとしたら、それは誰が整えていくんだらうかというと、それは大人の役割なのかなというふうに思っております。そういった意味で、やはり家庭の中での役割として、そのような形のものは、周囲の大人が整えていく必要があるのではないかなというふうに私は思っているところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今、ふじえ委員の質疑によく似ているんですけど、もう少し、私、ちょっと言い方変えているんですけど、この条例は全市民に適用させているので、解決したい問題からはかなり飛躍していると感じますが、真面目に条例の時間を守ろうとする家庭では、先ほどもちょっとお話もありましたが、親子で対立をさせてしまう条例になり、逆効果になってしまう可能性、おそれもありますが、この点についてはどのように考えておられますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 同じ答えをずっと続ける形になりますけども、報道が非常に加熱したことも踏まえた状態で、どうしても報道機関の見出しが2時間ということがある状態で、そこの部分を切り取られた状態で、SNS上でそういった2時間の部分だけが拡散してしまっていて、誤解を生じさせてしまっている、それは今現在の状況だというふうに思います。ですが、報道機関、主要な報道機関が今日もいらっしゃいますけども、皆さんが正しい報道をされていることによって、メールとか電話の問合せも26日以降激減しておりますし、誤解をされた状態のままの方は非常に減っている状態だというふうに認識しております。

ただ一方で、先ほども御説明をしましたが、識者の中でもいまだにこの2時間が一律、そして、余暇時間だけではなくて仕事や学習時間も含めた状態でと、そのままコメントを發表してしまっている、そういった方々もいらっしゃる。それに対して、どうしても影響を受けてしまう方々もいらっしゃることも否定できません。ですから、我々は、この2時間についての意味について、あくまで目安である、余暇時間である、一律を求めているものではない、自分たちとしては睡眠時間をきちんと確保していただいて、家族とのコミュニケーションをきちんと取っていただく、それが自分たちの目指している姿であるといったことについては、非常に深く、また広く、周知、啓発活動を合わせていく必要があるというふうに認識しております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 委員の皆さんにお願いいたします。

同じ視点で繰り返しにならないように、視点のほうは変えていただいて質問のほうをお願いいたします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 じゃ、順番に。

8月19日に行われた議案説明、これは議員に対する議案説明です。これまで豊明市が実施してきた重層的支援などにおける深刻な不登校、かつひきこもりの事例で、スマートフォンなどを過度に使っていることが、よりひきこもりから抜け出せなくなっているのではないかと、そういう原因になっていたり、ひきこもりを深刻にしていたりするようなことが分かったという趣旨の説明があったかと思っています。

議案質疑では、重層的支援の事例は条例にたどり着いたきっかけという答弁がありました。改めて、条例を設ける必要性和意義は何なのかについて、答弁いただきたいと思いません。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 重層支援センターの立場からお答えをします。

まずもって、公衆衛生とか介護予防の分野では知られていますとおり、健康問題の解決にはハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両方が重要というふうにされております。このハイリスクアプローチというのは、例えば依存症とか、健康課題の深刻な問題を抱える方、また、子どもや家庭に専門職が介入して支援する取組でございます。これは重層支援センターが今現在行っているものでございます。

一方で、ポピュレーションアプローチというのは、社会全体に対して正しい理解と意識を広げることによりまして、市民全体の生活習慣や行動様式の改善を促すことによって、ハイリスク者を減らしていく取組でございます。本条例は、このまさにポピュレーションアプローチの役割を担っているというふうに考えてございます。本条例で家庭でのルールづくりを推進することによって、重層支援センター等が介入しなければならない、そうした深刻な事態に陥った家庭を減らすものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 自分としては、さっきお話しした事柄について、そういった事例というのは、途中で答弁もありましたけど、私は、そこまで行っているものについては家庭に入り込んでいくべきだと、それで支援を行うべきだと思っているんです。そういう点で、

今回のような条例案が設けられる、そういう、たどり着いたというふうに強く思い込んでいたんですけど、今の答弁だと、私がそうやって思い込んでいたのは、市が考えてここまで来たこととは違ってたと、そういうことですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 繰り返しではございますが、社会全体の啓発と既に問題を抱えた方への支援というのは、両方必要なことというふうに考えてございます。我々が支援をしている家庭というのは非常に深刻な問題を抱えた方ではございまして、なかなか支援をしても問題の解決に至らないケースも多いのも現実でございます。こういった深刻な問題を抱えてから対応するのではなく、もう少し予防的に介入するのがこのポピュレーションアプローチ、つまり社会全体に正しい理解を広めることによって深刻な問題に陥るのを避けるというのも、これは予防政策、そして公衆衛生の観点からも大変重要な行政の務めでございます。本条例を制定しましたのは、こうした意義に基づくものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 では次に、条例までたどり着く過程で、一定の期間を設けてキャンペーンに取り組み、効果や、市民からの意見をつかむということもできると思うんですが、それについては行って来たでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 委員のおっしゃるような事前なキャンペーンというものとしては、実際は行っておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 条文の中には、これまで様々あったように、対象になる人、もちろん全体ですから、子どもも含まれるわけです、小中学生も含まれるという意味で、その当事者でもある子どもの意見というものがどういうものかはつかんだでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 最初に申し上げたとおり、アンケートのようなことを個別には行っておりませんので、教育長が一部、不登校の子に対してという部分では行っておりますけれども、それ以外のことについて、何かこのために特別に行っているというところはございません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 小中学校の生徒、児童生徒も対象になっていて、部分的に、全体の中の部分として対象になっており、不登校であったりひきこもりであったりということも、この問題意識の中には含まれているものと思っています。それに対する支援事業もきっかけにはなっているということで、条例化するべきかどうかということになりますと、教育委員会で議論する必要があると思いますが、されているでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

藤井教育長。

○教育長（藤井和久君） 先ほどもちょっと回答しましたけども、7月、8月、2回、教育委員会に諮りまして、しっかり説明のほうをさせていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 子どものスマートフォンなどの適正使用について、条文を見ますと、市、学校の役割に対して、保護者の役割に第一義的責任を有することを自覚や努めるという文言が、家庭についてはあります。一方、市と学校についてはないんですけれども、責任がないというのはなぜでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今回、条例の文言をいろいろ決める段階で、まず、例えば市の責務とか、保護者の責務かという、責務という表現はあえてやめております。役割というふうにはまず落としているというところ。なおかつ、保護者につきましては、もともとは家庭教育の主体者という立場にございますので、あくまでこれはお願いするような意味合いで、努めるといような文言で書かせていただいているという事情がございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 第5条に市の役割があって、市の役割の部分については、保護者や学校よりも文言としては強くなっています。例えば、第5条第1項については、正しい知識の普及啓発を行う。行うよう努めるものとするではなくて、行う、行わなければならない状態になっています。次に、第2項についても、整備するものとする。整備することが前提としてなっております。学校も、啓発を行うものとする。ただ、学校については、先ほども申し上げたように、あくまでこれは家庭のほうに第一義的な問題が所在しているというふうに認識しておりますので、必要な範囲で学校生活が円滑に行われる、また健や

かに学校で生活してもらえるように、その範囲で学校としては役割を持っているというふうに認識していただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 不登校の子どもやそうでない子どもでも、家庭や学校、地域では、自分にとって見つからない自分の居場所というものが、スマートフォンなどを使ったゲームであったり、SNSなどには見つかるという場合があると思います。その居場所とつながる機会が、この条例案によって少なくなってしまうということは考えられると思います。これはあくまでも現状よりということです。また、そういった場合は、スマートフォンなどの使用時間が長いことについて、家庭での話合いで解決するものではないと考えるんです。それは、端的に言うと、自分の今の家族との関わりがそもそもあまりよくなくて、家庭環境にそもそも居場所がないということがあるんじゃないかなというふうに思っているからです。そういったことについては、どのように考えるでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおり、不登校児童生徒にとっては、スマートフォン、ゲームは、その孤独感とか不安を逃れる手段として機能していることもございます。しかしながら、過剰使用は生活リズムの乱れですとか学習意欲の低下、そして家庭内のトラブルなど、既存の問題をさらに深刻化させる可能性がございます。本条例はそうしたリスクを未然に防ぎ、子どもたちが安全で多様な居場所を確保できるよう支援するものでございます。

そして、共生社会課のほうでは、地域の様々な関係者とともに、不登校やひきこもりなど多様な生きづらさを抱えた子ども、そして若者の居場所づくりを行っております。一例としましては、カラットにおきまして月2回、夜に、医療生協の研修医の先生方に御協力をいただきながら、C a f e d e 研修医という名前で子ども、若者の居場所を設けてございます。このような不登校児童生徒、そして、ひきこもりの方の多様な居場所を、これからも用意してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今の御答弁でちょっと思ったのが、その場所に行ける人はいいんですよ。誰かが無理やり連れていくとか、そこでまた乱闘になってしまったり、親子で。そ

こへ行けないというのが問題なので、そういう、こういうものを用意しましたということは簡単なんです、そういったことをお考えで今の御答弁だったのか、ちょっと再度お願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおりでございまして、重層支援センターの役割の1つにアウトリーチによる継続的支援という項目がございます。これは居場所に御自身からはつながりにくい方々に対して、専門職が家庭に訪問し支援を促す、支援をするというものでございます。こうした出向いて支援するという機能も、今後も充実させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 睡眠時間とスマホの利用時間に関する、今回睡眠時間というのをキーワードでお話されているわけですが、2023年、ヨーロッパの18か国と地域の11歳から15歳を対象に、約8万6,500人を対象にしたソーシャルメディアの利用の調査があるわけですが、そこでは、SNSを使う子どもと使わない子どもの睡眠時間を見ると、使う子より使わない子のほうが七、八分程度睡眠時間が長いという調査結果が出ているわけですが、こういったことは市としては御存じでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 某大手新聞社の記事で、そういった内容についてコメントされている識者がいらっしゃるということは認識しております。ただ、それについては、こういった調査なのかも分かりませんし、引用文献も示されておられませんので、それ以上は分からない。それが1つ。それからもう一つ、対象国はどの国なのかも分からない。それから3つ目、SNSの利用となっていますけども、今現在、我々が現場で対応している中で、長時間利用されている内容については、ゲームでもSNSでもなく動画の配信です、一番長い状態になっているのは。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、今回のこのスマホやゲームの使う条例をつくるのであれば、仮にですよ、例えば、お酒は1日、例えばビールなら350mlを1缶にしましょう、日本酒なら2合までにしましょう、これはあくまで目安です。ビール3缶でも5缶でも構いませ

んよって、もし、そういうふうにも公の行政から言われたら、どういふふうにも思われますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） まずもって、お酒については、飲む方、飲まない方、あるいはアルコール消費しやすい酵素を持っている方、持っていない方いらっしゃるんで、この中にも全然飲まれる方もいらっしゃるし、毎日飲んでいる方もいらっしゃる。自分みたいに仕事の間では飲むけども、家庭では全く、ビールも一本も入れてないという、そういった方もいらっしゃる、いろんな方がいらっしゃいます。

スマートフォンについては、今はほとんどの方が自分の個別で、家庭に1つとかではなくて、ほとんどの方が持っている、それは大きく違うものになってしまっているということがまず1つあります。

それから、ちょっと教育部長から補足で説明させます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 先ほど理念条例の話が多分出てきたかと思ひます。過去に、実は私が担当だったときに、歯と口腔の、ちょっとすいません、今すぐに出てこないんですけど、条例があるかと思ひます。あちらのほうもまさにそのとおりで、それぞれの皆さんに、ある程度制約に近いことを課す形にはなろうかと思ひますけれども、実際は、歯を大事にして、適切な検査とか受けて歯をもっと長もちさせましょうというところに落している形になっておるんですけども、そのような形のものに類する部分がこの条例にはあるのではないかなというふうにも思ひて、そういう意味で、理念条例という形の立てつけにしているという次第でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございせんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 歯の条例はあります。いろんな科学的な根拠があつてのことですよね、それは。先ほど、例えでお酒とかたばこ、例えばたばこ、1日10本までにしましょう、いや、これはでもあくまで目安です、20本でも50本でも構いませんよ、あくまで目安です、健康のためには、仮にですよ、1日10本までにしましょうねって言われたら、どういふふうにも思われますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今回、そういった条例をつくっているわけではないので、それについてはお答えできることはありません。それが1つ。

2つ目、たばこやお酒についてに我々は条例を設けるつもりもありません。それは全員が嗜好しているものではないからでございます。そういったことで、アルコールの飲み過ぎについても、あるいはたばこの吸い過ぎについても、それぞれ、ある意味、常識の状態として、それが健康に悪影響を及ぼすということは、ある意味、国民が共通で持っている知識でございますので、それ以上自分たちが啓発活動をする必要もないというふうに認識しております。ですから、それを言われたらどうのこうのということは、もう何もありませんし、そもそも条例をつくることを考える人も誰もいないというふうに思います。

以上、終わります。

(進行していいぞの声あり)

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 議案に沿った質問でお願いをいたします。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 私はお酒だとかたばこを例に挙げたんですけども、余計なお世話だと思います。そういうふうに公のほうから、あくまで目安ですけども、健康のために。それとスマホと同じように私は捉えちゃうわけです。むしろ、たばこだとかお酒というのは科学的根拠が、たばこをたくさん吸い過ぎると肺がん率が高まるだとか、逆にそういう科学的エビデンスがあるわけです。そういったほうで条例というのはあり得る、本市が条例するとかしない、制定するとかしないとかじゃないですよ、なら分かるんですが、スマホなどに今回焦点を当てて、それと睡眠時間との因果関係、科学的根拠が今はない状態でやるということにすごく、繰り返しになるんですけども、条例じゃなくていいじゃないというふうに強く思うわけです。

あと、いろんな、市長が本会議場で、地域のリーダーの方に聞いたら、賛成が、これ、7人、9人、賛成が9人、反対はゼロだったというふうに述べたのを記憶しているわけですが、また市長に対しての問合せ、これ、資料ナンバー1の1に出していただいている、いろんな市役所に問合せが、電話、窓口、メール、手紙等々で来ているわけです。この賛否の比率も、初めは反対がほとんどだったけども、賛成に変わってきているというふうに市長はおっしゃられるわけですが、確認したいのでお聞きします。なぜ変わった、どういう説明をされたから変わったというふうにお考えですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 順番に説明します。

科学的根拠ということについては、2時間の、要するに科学的根拠があるわけではないというふうに説明しているわけございまして、睡眠時間を、この年代についてはこれぐ

らの時間が必要だということの科学的根拠は、脳医学の分野で明らかにされている状態になっています。だから、その部分については科学的根拠がある。だから、睡眠時間を確保することについては、科学的根拠がある状態で今回の条例は制定しているものでございます。その点については誤解をしないようにしていただきたいというふうに思います。

睡眠時間とスマホの利用時間の因果関係は、確かに科学的根拠としてあるわけではないけれども、いろんなデータが示す中では、スマホの利用時間が長くなった、スマートフォン等の利用時間が長くなったことによって、睡眠時間が一定程度削られている方々が特に若年層には多く、またどの年代にもいらっしゃる。それは認識している状態で、今回の条例案は提示しております。

それから、訂正を求めるといふか、訂正させていただきますけれども、私、9人に意見を聞いたということは一度も言っていません。9人から意見を言われただけです。私、これは議会にかかっていますので、市民の皆様にはあらゆるところで、自分からこのスマホ条例のことを吹っかけて意見を求めているということは一回もやっていません。全て受け身で聞いております。恐らく市役所のいろんな役職をやっていらっしゃる方は、もう既に30人ぐらいいらっしゃる状態で、順番に言われてきますけれども、これは30対0になっています。反対された方は一人もいらっしゃらない。30人ぐらい、役職をやっていらっしゃる方は軒並み賛成をされている状態で、強くそれを条例として可決することを求めるというふうに言われている状態でございます。

それから、最後、肯定の意見が変わってきたことについては、先ほども申し上げたように、報道機関の最初の発表内容が、最初から正しい状態になっているんですけども、2時間の利用について制限をかけるという、そういった、制限をかけるわけじゃないんですけども、制限をかけるという文言が独り歩きしたり、あるいは2時間というところの見出し部分が独り歩きして、SNS上でそこだけしかきちんと読まれない状態で、それが独り歩きしてSNS上で拡散して、誤解を生じて、またそれを一般の方々が御覧になって、そんなものはいかかなものかということで、生活を制限する権限はあなたたちにはないでしょうという反発があったんだろうというふうに思います。

25日に本会議場で議案を提出させていただいたときに、この25日の1日、それから26日の朝刊、この2日間に非常に報道が集中しました。その報道内容はいずれも正しく、また、詳細に報道いただいたということもありましたので、そこから問合せの件数も減りましたし、そもそも誤解された状態で問い合わせされるという方が非常に減った。そういった状況が、こういった賛成・反対の関係にあると思います。最初の反対の方、もっと言うと、今に至るまで反対された方のほとんどの方は、内容について、どこか誤解をされた状態で

反対されている状態だというふうに認識しております。

ただ、一定程度、これは議場でも説明差し上げましたけれども、全てのことについて行政から言われたくない、そんなことについては、家庭できちっとやっていますと言った方については、そういった反発の気持ちはある方はそれを表明されているし、それは理解もしています。ですから、これ、もしこれが可決された場合には、問題ない方についてどうのこうのということはないので、スマートフォンはとても便利なので、我々肯定していますので、それについてはそのまま、きちんとした適正な利用を続けてくださいということメッセージとして、逆にそういった方々には伝えていく必要はあるんだろうというふうに思っております。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 先ほど、一番最初、冒頭のほうで、市民の方から、つい最近にアンケートを取ったということで提出があったということで、こちらに配付をお願いしたんですが、やはりちょっと事前の申請じゃなかったのかななかったのか、ここでちょっとそちらのほうのことについて、伝えながら質問をいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 副委員長、恐れ入ります、内容の部分で、質問に足る内容でしょうか。

○浅井たかお委員 はい。

市民の方から街頭でのアンケートがあったんですが、市が1日2時間以内を目安とする条例制定に多くの方、約65%の方が反対の意見、また、市民の声を聞かなかったことについて問題という方が8割もいました。このことについて、市のほうはどのようにお考えでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） どういった条件下でそのアンケートを取られたのか、私たちは全く情報として持っていませんので、それについてお答えは一切できません。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の市長のお答え、一切お答えできませんというのは、大変失礼な言い方だというふうに私は受け取れました。

（信憑性がないからでしょうの声あり）

○ふじえ真理子委員 静かにお願いします。

それぞれのほかの委員の皆さん、ほかの委員じゃない議員の皆さんも、それぞれでいろ

んなまちの声、聞いていると思います。いいことだ、ぜひやってくれという声から、何でもこんなことを行政に言われなきゃいけないの、もうやっているしとか、いろんな意見、本当にあります。今、浅井副委員長が少し御紹介いただいた声も市民の声です。その信憑性があるとかないとか、それ問題、そんな発言は私、大変失礼に今思いました。なので、今浅井副委員長が言われたデータについては、市長には、市長、部長、当局の皆さんには真摯に、謙虚に受け止めていただいて、それに対して御答弁をしていただきたいと思いますと思うんですが、改めて同じ質問です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 繰り返しになりますけども、反発されている市民の方がいらっしゃることは十分認識しているし、それは何回も何回も答弁させていただいております。聞いていらっしゃるんだったら、それを理解されていると思います。

もともとは非常に誤解をされた状態で反対意見を言われた方が多かったです。それが誤解がなくなった状態、この2時間についてはあくまで余暇時間であり、一律を求めているものではないということを認識された状態で、そういった反対のことを表明される方は減っていったことは間違いないというふうに思います。

ただ一方で、それを踏まえてでも、やはり行政から家庭のことについて、自分たちはきちんとやっているのをそんなことを言われたくないという反発があるということは認識していますので、そういった方々についてのアプローチもきちんと、仮にこの条例案が可決された場合にはやっていく必要はあるというふうに申し上げた次第でございます。

自分がコメントができないというのは、そのアンケートをどういった形でやったのか分からないもんだから、その数字に対する評価ができないということについて、一切これについてはコメントできない。それは委員会の中で、この資料について、資料を全員に共有するということが否決された状態で、それを前提にこれはやっていますので、私たちはこれは参考人、説明者としているわけですね。自分は、同じ立場にここにいないんですよ。それは、ふじえさん長く議員されているので、それは最低限認識されていることだと思います。私たちは説明者であって、委員ではありません。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 では、各委員が町なかで聞いている、届いている声について、何人に、いついつ、何時から何時、どこで聞いた、そういうことを一々述べずに、私も今までのこの質疑で市民の声を代弁しているわけですが、それが無いとお答えできないということになるのかなと、今すごく矛盾を感じました。市長へのいろんなメール、問合せ、市役

所への市長のメールも、何件ですか、これ、あるわけですが、先ほど賛否の比率のことで、初めは誤解、それが賛成に変わった、市民はそれで納得されたというふうにお考えでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 納得されたかどうか、個別に聞いているわけではないので、それについて申し上げることはありません。ちょっと遡りますけども、それぞれの方がいろんな形で市民の皆様から意見を聞いている、それについては重要な意見だというふうに思っていますし、この委員会でも申し上げていますけども、それぞれ1つずつ意見を言われて回答を求められているものについては、小学生も含めて、私は自分できちんと回答をしております。その説明責任があるという認識の下、動かさせていただいております。

それから、まだ追加で何かあれば。ちょっと、ごめんなさい、分からなくなりました。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員、いま一度、質問をお願いいたします。

○ふじえ真理子委員 市長へのメールに対してとか、賛否の比率が感じ方として変わってきたということについて、私はさっき、それで市民が納得されたと思うかって聞いて、それについては先ほど答弁されたんで、それはいいです。

次の質問、いいですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） じゃ、ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回、キーワードで、睡眠時間とかスマホの過剰使用とか、いろんなキーワードが出てくるわけですが、今、子どもたちにとって一番、一番大きな課題というのはどういうふうに捉えていますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 子どもたちの課題というのはそれこそ、それぞれの子どものよって違うので、それについて申し上げることはできません。我々としては、少なくとも睡眠時間が子どもたちにとっては非常に重要な状態であって、心身共に、特に脳の領域が成長過程にあるので、そういった意味ではきちんと睡眠時間を確保すること、これについては、勉強を進めたいという意味でも、ある意味、睡眠時間の間、寝てる間に記憶だとか考え方というのが定着していく、それはある意味常識になっている、これは議論の余地がない状態になっていますので、だから睡眠時間の確保については少なくとも必要だということで、それぞれ子どもにとって必要な課題は、それぞれの子ども、あるいは御家庭によって異なるというふうに思います。自分も子どもを育てている中で、自分の家庭の中でも長女と長男の課題は違います。

以上で終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この条例案に反対の討論をします。

幾つかずつ、ちょっとお話ししてみようと思います。

まず出発地点として、スマートフォンを含めた様々な機器が非常に有用であり、なおかつ不可欠なものになっているという認識や、その上で、この言葉は使ってなかったかもしれませんが、非常に中毒性も高いという要素もあるという認識だとか、また、その結果、不登校よりも深刻なひきこもりの事案について、何らかの解決のために手だてを講じなければいけないというところについてはそのとおりだと思います。

ただ、答弁の中で、当事者に直接働きかける考えの手だての部分と、広く世の中に、一般に働きかけるというお話の答弁がありました。そのことを言うと、途中でもお話ししましたが、条例化して取り組むということであれば、絞った事案に対してのことであれば理解ができるなという気持ちでおったんですけど、広く一般に働きかけるという点では、キャンペーン的に取り組むということが適切なのではないかというふうに、条例化の必要はないのではないかというふうに思いました。

逆に、市長のお話であった、心情的には確かに、たばこの話もありましたけど、自分が直接関わっていないかなという方は頭の中になくても、それはそれで結構というのはそういう、心情的には分かるんですが、やはり条例化するとなると、もっとも真面目に捉えるならば、そういう方も含めて理解や納得を得て全社会的に、そういう方々も御自身では既にできているという方ですよ、も含めて世の中に対して発信したり広める役割というのが、自分もそれでもあるんだなということも踏まえていただきながら実行していくというのが条例なんじゃないかなというふうには思いました。

そういった事柄を中心に、反対と考えました。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本条例案は、スマートフォン等の過度な使用による生活習慣の乱れや健康への影響を懸

念し、市民がより健全でバランスの取れた生活を送ることができるよう、啓発と支援を行うことを目的とした理念条例であります。特に子どもたちの生活リズムや学習環境において、情報機器との向き合い方が重要な課題となっていることは、私たち議会としても深く認識をしております。現代の情報環境は急速に変化しており、家庭や教育現場においてもスマートフォン等の使い方が大きな影響を及ぼしています。

こうした中で、行政が一定の方向性を示し、市民に考えるきっかけを提供することには一定の意義があると考えます。もちろん、条例案の中には、1日2時間以内、午後9時までといった具体的な数値が記載されており、市民の間には、生活の自由が制限されるのではないかといった懸念の声もあることは承知しております。しかしながら、これらの記述はあくまで目安であり、強制力を持つものではないという点は、行政からも明確に説明がされております。

本条例は、子どもたちの健全な育成を支援するための理念を示すものであり、個人や家庭の事情に応じた柔軟な判断を尊重する姿勢が前提となっております。その点を踏まえれば、条例案そのものに賛成する意義があると判断いたしまして、賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案第64号、豊明市スマートフォン等適正使用の推進に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

質疑の間、睡眠ということがよくキーワードが出てきましたが、皆さんも御経験していると思いますが、ちょうど五、六年前にコロナ禍、このときは、睡眠、運動、他人と会うということに対して激減してしまい、体調を悪くする方もおられました。なので、やはり適度な使用というところを求めていただきたいというのと、逆に、スマホをやられる方というのは、脳のちょっと雑誌を読ませていただいたんですけど、適度なストレスというのが精神を研ぎ澄ますというところもあるので、やはり使い方次第というところは絶対あると思います。

ストレスというのはネガティブに捉えがちですが、人間が機能するためにはある程度のストレスも必要ということですので、この条例は、市民全般、小中学生には御家庭があり、また学校がありということで、周りに携わる皆様が多々おられます。そのあたりともしつかり協議を踏まえて、たとえ理念条例で罰則規制がないとしても、効果検証、また意見の集約、それに対する見直しというのは絶対必要だと思いますので、この辺も無理なく運用できるような、メインは普及啓発になるかと思いますが、よろしく願い申し上げまして、討論といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 討論の場ではありますが、私はまだまだ議論をする余地があると思います。

意見として申し上げますが、市としても市民の意見を聞くプロセス、手順がまだまだ足りなかったということで、すぐに議決するものではないと私は思います。議会として、市民の意見をさらに慎重に聞いて決めていくべきですので、委員会として継続審議を提案いたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 今のは討論ということでよろしいですか。

そのほかございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 私は何の違和感もなく、賛成討論とさせていただきます。議案第 64 号です。

よくよく考えれば、いろんな議論がありましたけども、子どもたちの教育環境、生活環境を守りたい、家庭環境を守りたい、こういったことが最終的に意義のある条例に生きて返るのかなと思っております。この条例は時間をかけながらしっかりと恐らく浸透していくものと思っておりますし、これから条例が制定された後には、国や県、まして全国の市町村、自治体が、豊明市はよくやったなど、できれば我が市もやりたいな、そういうような追随が見られるのかなと思います。

いずれにしても、悪い内容というのはほとんどあり得ない、いい内容ばかりなのに、何でこんな難しいことを議論づけて質問をされるのかなと思って私は考えておりましたが、やはり、本当に行政として市長がトップになって、政治生命をかけてやっているぐらいの気力で成し遂げてここまで進めてきた条例ですので、やはりこれを制定して、できるだけ多くの方が適切な生活環境の下、子どもたちのためにも、親としての役割を果たせるような条例として必ず生きていくものと私は考えております。なおかつ、様々な議論がありましたので、私ども会派としましては附帯決議をして、この条例に、さらにまたいい方向へ引っ張れるならば、いい方向へ誘導できるならばという、そのような意識の下に、附帯決議を出させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第 64 号 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する

条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

睡眠時間の減少による生活のリズムの乱れだとか、家族間のそういった対話の時間が減っているといった問題があることは認識しておりますが、スマホの使用時間は私的な生活な領域に関わることであり、行政が、理念とはいえ、条例という形で示すのには、よっぽどの科学的根拠が必要であります。にもかかわらず、スマホによって、スマホとその利用時間と睡眠時間、その因果関係の部分、客観的な裏づけがないまま、主観で捉え、それを条例という重たい形で私生活にまで踏み込むことはあってはならないし、それは恐ろしいことだと気づいていないことも問題だと私は思います。大事なものは、そういった現象面だけでなく、その背景、根本にある問題にきちっと踏み込んで、真剣に対処していくことが必要ではないでしょうか。なぜ人がスマホに依存してしまうのか、何が満たされれば依存しなくて済むのか、そういったことをしっかりと調べ上げ、対応をしっかりと示して、その結果を検証して、そういった一連の行動が先ではないでしょうか。

この条例があることで、かえってしんどくなって学校に行けない子ども、また保護者を苦しめてしまうおそれがあるということにも思いが至っておりません。市長の自分本位のこの条例案には強くノーと言いたいです。罰則がない、強制力がない、理念だからと言われますが、余暇の線引きが人によって曖昧でありますし、条例では、余暇時間におけるスマホ使用の目安として、1日当たり2時間以内、余暇時間の1日当たり2時間以内を掲げている一方で、後から市長の説明では、3時間でも4時間でも構わない、そういった発言がされるなど、条文に書いてないことを説明されたり、条文からは読み取れない内容を後から言い訳のように説明されていること自体、既にこの条例が不完全であることを証明していると思います。

私が、この条例をつくる本来あるべき姿、少し委員会の質疑の中でも述べましたが、何か害がある、問題がある、それがきちっと科学的根拠に基づいた害があるのであれば、それを防止するためにつくるのが目的、条例だと思います。そこにはいろんな規制がかかったり制限したり、なのでそれが憲法にちゃんと合っているかどうか、そういったことをきちっと審査してつくるものが条例だというふうに私は考えています。

根拠の乏しい条例は、いくら理念条例であっても、この豊明市内だけでなく、広く社会に誤った通念を広め、子どもの権利を制限する結果となりかねない、そんな危険性をはらんでいると思います。本当に本当に子どもたちの気持ちに寄り添うのなら、いろんな専門家もおっしゃっていますが、この雑な条例という表現もされた方もいらっしゃいます、こういうふうに指摘されることの条例案は、本当に子どもたちの気持ちに寄り添うのであれば、そもそも出てこないし、出せないというふうに私は考えます。

詳しくは本会議で討論いたします。反対です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 討論は皆さん済まれたと思います。

先ほど、浅井副委員長から継続審議の提案というのがありましたが、委員の皆様にごこの場でお諮りしたいと思いますが、継続審議について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 賛成少数でありますので、賛成少数ですね、ですので否決すべきものと決定いたしました。

では、以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

確認いたします。こちらのほうで、今、可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長によって本件に対する可否を採決いたします。

本件について、委員長は賛成と採決いたします。よって、議案第64号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

毛受委員。

○毛受明宏委員 先ほど月岡委員からもお話がありましたが、当議案第64号に対して附帯決議を提出したいので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ただいま毛受委員より附帯決議案の提出の発言がありましたので、文書にて提出を願うため、暫時休憩といたします。

午後零時39分休憩

午後零時40分再開

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 改めて御案内させていただきます。

今、12時40分になっておりますので、ここで、委員会の途中ではありますが、13時40分まで昼食のために休憩とさせていただきます。暫時休憩と言っておりましたが、時間が、暫時休憩を解き、改めまして昼食のための休憩といたします。

次の再開は13時40分とさせていただきます。

午後零時40分休憩

午後1時40分再開

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に、毛受委員より、お手元に配付してありますとおり、附帯決議案が提出されましたので、提出者より趣旨について簡潔に説明を願います。

毛受委員。

○毛受明宏委員 皆様のお手元にお配りしました附帯決議を読んで、提案したいと思います。

議案第64号 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定についてに対する附帯決議案の提出について。

上記の附帯決議案を別添のとおり提出します。

令和7年9月16日。

建設文教委員会委員長、青木けんじ殿。

建設文教委員会委員、毛受明宏。

議案第64号 豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定に対する附帯決議。

本条例案が提起されてから、インターネットを中心に多くの国民からの注目を集め議論の対象となりました。しかし、その中には本条例の本旨や内容について正確に理解されないまま、誤った方向へ一時世論は過熱してしまったことも事実です。

本条例の理念を活かし目的を達成するためにも、趣旨や内容を明確にし、市民の不安や誤解に配慮することが喫緊の課題であります。

また、市民との対話の機会を設け、将来に向けて条例の見直しなどの柔軟な運用を継続し、時代や状況に即した対応も求められています。

豊明市議会は「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」の趣旨に理解を示すとともに、以下の事項について市長及び関係部局が誠実に対応することを強く求める。

1 市民の自由と多様性の尊重

本条例は理念条例であり、スマートフォン等の使用時間に関する記述はあくまで目安であることを明確にし、市民の生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重した運用を行うこと。

2 誤解を招かない丁寧な説明と情報提供

条例の趣旨や内容について、市民に誤解を与えないよう、丁寧かつ分かりやすい情報提供を行うこと。

3 子ども、保護者との連携と支援

スマートフォン等の活用状況や課題を踏まえ、教育委員会との連携により、子どもや保護者への啓発や支援策を講じること。

4 継続的な市民からの意見集約の機会の確保

条例の施行後は、市民や関係者等との意見集約の機会を確保し、運用に関する課題や改善点を柔軟に反映できる体制を整えること。

5 条例の効果検証と見直しの仕組み

条例の施行後、定期的にその効果や市民の反応を検証し、必要に応じて条例の見直しを行うこと。検証にあたっては、市民や専門家等の意見を活用すること。

以上、決議する。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 趣旨説明が終わりました。

これより附帯決議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で附帯決議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 単純にですけれども、もともとの条例案に対して反対でありますし、附帯決議はあくまでも可決ということを前提にした内容でもございますから、そういう意味で反対の考えです。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 先ほど賛成討論をさせていただきました。条例案に対しては、附帯決議を付すことで、市民の自由と家庭の多様性を尊重し、誤解を招かない丁寧な運用を求めることといたしました。附帯決議では、以下の5点を市長及び関係部局に強く求めております。

1つ目に、スマートフォン等の使用時間はあくまで目安であり、強制力を持たないことを明確にしております。

2番目に、条例の趣旨や内容については、誤解を招かないよう丁寧な情報提供を行うこと。

3番目に、子ども、保護者との連携を通じて、子どもや保護者への支援策を講じること。

4番目に、市民との継続的な意見集約の場を設け、柔軟な運用を図ること。

5番目に、施行後の効果検証と必要に応じた条例の見直しを行うこと。

これらの附帯決議は、条例の理念を生かしながら、市民の不安に配慮し、行政の説明責任と柔軟な対応を担保するものであります。議会として、行政に対して、ただ賛成するのではなく、責任ある立場から、改善と対話を求める姿勢を明確に示したものだと思います。

今後、条例の運用に当たっては、市民との信頼関係を丁寧に築きながら、誤解のない形で啓発と支援を進めていただきたいと強く願っております。賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 この附帯決議案に対して反対といたします。

そもそも条例に対して反対でありますので、同様にこの附帯決議案についても賛成はし兼ねます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。浅井副委員長。

○浅井たかお委員 先ほど、賛成か反対かということも申し上げず済ませてしまったので、ここで申し上げます。

附帯決議案に反対です。もともとのスマホ条例、それに反対でしたので、これについても不十分ということで反対いたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

附帯決議案に対する採決は挙手により行いますが、挙手をしない委員は附帯決議案に対し反対とみなします。

それでは、採決を行います。

議案第64号の附帯決議に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、委員長は賛成と採決いたします。よって、議案第64号については、附帯決議を付すことに決しました。

ここで、市長には退席願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 続いて、議案第71号 豊明市下水道条例の一部改

正についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で青山下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(青木けんじ議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 水の使用料に対して、区分に分けてあり、その区分ごとに料金が設定されるという仕組みは変わっていないんですが、現時点での使用料ごとの全体の、これは世帯でいいかな、世帯の割合というのは分かりますか。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) 答弁願います。

青山下水道課長。

○下水道課長(青山康德君) 具体的な世帯ではないんですけども、水量区分ごとの年間の調定件数から、おおよそ割合のほうは導き出すことができます。

簡単に申し上げますけれども、2か月で100立米まで、おおむね一般家庭が想定される世帯のほうにつきまして、98.6%を占める状態となっております。最も件数が多い区分といたしましては、こちらと同じく2か月になりますけれども、ゼロから20立方メートルまでの区分が最も多い件数となります。

以上です。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 市街化区域内で、現在、くみ取りや単独浄化槽を使用している方というのは、それぞれ何件ぐらいあるんでしょうか。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) 答弁願います。

青山課長。

○下水道課長(青山康德君) 具体的な数字ではなくて、未接続世帯という形、これは下水道区域内ですので、市街化区域以外、旧農排地区も含まれますけれども、およそ637世帯、未接続世帯は637世帯となります。

以上です。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 前回、平成28年のときに下水道料金の値上げをした際、一度出された案を撤回して再上程をしています。その理由で市長が説明していたのは、1つ目、近隣市町の中でも高い単価として平均単価を設定していた、2つ目、水量ごとの使用料の累進性が確保されていない、3つ目が、少量利用者への配慮が一定幅しか達成されておらず、十分なされていない、以上の3点でした。

これらは今回の下水道料金の改定でいずれも該当していますが、今回は、そういったことで同じような条件ですが、今回は撤回というのはいらないのはなぜでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 今、私どものほうが提案させていただいている内容、前回とはまた内容が違いますけれども、最も適切であるということで今考えておりますので、撤回する理由はございません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 下水道料金改定の検討では、収入と支出の比較を5年ごとで行っていますが、また5年たったら改定するというお考えでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 今回、使用料算定期間として5年間を設けております。ですけれども、5年後に必ず改定をするということが決まっているわけではございません。あくまで使用料算定期間と今回は5年間設定しております。さらに、私どもの下水道経営戦略において、5年ごとに使用料改定の必要性について検討するというふうになっておりますので、また今後、令和12年度までには、改定の必要性については検討を行うこととなります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 市の経営改善の取組で、中水への徴収事務の委託や東郷町との管路点検調査共同化、名古屋市との指定工事店登録事務共同化などがありますが、これらでどのくらいの費用削減になっていますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 企業団への徴収事務委託、東郷町との管路調査の共同化、

名古屋市との登録事務、こちら3つ合わせて年間912万円ほどの削減効果が出ております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 説明会の参加、これは改定の説明会の参加が13名で、そのうち議員が6名ということで、一般の方の参加が非常に少ないですが、市民への事前説明会の案内は回覧板や検針票と一緒に……。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 後ほど異なる部分で質問をお願いいたします。

○浅井たかお委員 住民説明会のお知らせをポストインするなど、より多くの方が集まるように検討はされなかったのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 住民説明会の御案内につきましては、広報、ホームページでさせていただきました。私どもとしましては、市民の皆様に伝わる方法として確実な方法、この2つを選択させていただき、御案内をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 説明会では値上げありきと感じましたが、値上げしないことも含めた意見交換はできていたと思いますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 説明会の内容としましては、使用料の改定内容ということになっております。使用料の改定内容は、このたびは皆さん、値上げをお願いするものでございますので、皆様に使用料改定の必要性であったりだとか、その内容について、資料を用いて丁寧に説明させていただきました。私どもとしましては、質疑応答の時間でも、多くの参加者の方から多くの御質問や御意見をいただいておりますので、きちんと説明会の目的は達成できたというふうに認識しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のに関連してなんですけれども、午前中は私も参加させていただいたんですが、先ほど多くの意見をもらった、目的は達成できたというふうにおっしゃっ

たんですけども、私、午後は出てないので、多くの意見をもらった、どんな意見がどのぐらい出たんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 御質問の内容としては大きく3つございます。1つ目としては、説明した内容に関する御質問、私どもが資料を御説明した内容についてのそれぞれの疑問点です。将来推計だったりだとか、経費回収率のことだとか、そういった私どもが説明した内容のことを御質問いただいております。あと、さらに説明会に関すること、周知方法であったり、説明会の目的に関することもいただいております。あと、また御意見としましては、こういった状況ですので、使用料の改定のタイミングというのは考える必要がありませんかというようなことも、御意見としてはありました。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 使用水量の区分けが、改定前は10区分、改定後は8区分となっておりますが、使用水量によってはより料金負担が増えています。また、累進度も緩和されています。なぜ少量の方に負担が行くように区分けをしたのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 累進度の改定につきましては、これまで高かったという現状がありまして、事業者の方に負担がかかっていたということがありますので、累進度をこのたび改めさせていただいております。累進度を改めることで、少量、たくさん使う方よりも少量の方が負担が大きくなるということの御指摘がございますけれども、経営の安定を高める上では、先ほど一般家庭の方の使用が多いということがありました、そちらの使用が多いゾーンのところにお負担いただくということが今回の累進度の改定。ですけれども、新たに水量区分、5立方メートルというのを追加しておりますので、こちら、単価を40円と据え置くということで、少量使用者の方の負担軽減のほうも両立させた形でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 下水道の料金を引き上げて増収すると、老朽化した設備の更新がしや

すくなると思いますが、都市計画税は、別な議案ですけど、入らなくなっていく、引き下げられて入らなくなっていくということで関係があると思うんですけど、経営改善、この下水道の部分での経営の改善ということなんですけど、改めて説明いただけないですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 私どもの今回の改定の趣旨でございますけれども、今現在なんですけど、汚水処理にかかっている経費、汚水処理に係る経費、こちらが下水道使用料で今十分賄い切れていないということがまずあります。今後、令和8年から12年、今後の5年間を改めて試算したところ、こちらについても汚水処理に係る経費というのが、現在の使用料体系では賄うことができないことがあります。私どもの下水道経営として安心継続のために、使用料の適正化、適正な受益者負担をお願いするものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 そういうことからなんですけど、漏水による地盤沈下の事故なんか起きないように、設備更新は積極的に行っていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そういうことからすると、都市計画税は入れたまま、なおかつ料金も引き上げて、がんがんに増収してがんがん工事行こうぜみたいな、そういう方向ではないんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） このたびは、まず1点目としては、汚水処理にかかっている経費が今十分賄え切れていないという現状がありますので、汚水処理に係る経費の経費100%水準を目指していくということが1点目でございます。

2つ目なんですけれども、都市計画税の今在り方についても少しお話しいただいておりますけれども、私どもの下水道の使用の方と都市計画税の納税義務者というのはイコールではないということもございまして、私どもとしましては、本来、今下水道を使っている、下水道を使ってみえる方に、汚水の排出量に応じた使用料を御負担いただく必要があるというふうに考えております。また、下水道区域内につきましては、市街化区域と市街化調整区域と都市計画税の納税の負担の有無もございまして、こういったことも今回改めるということが趣旨でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 下水道は、高いから使わないという選択肢ができません。物価高騰で市民生活が苦しい中、生活困窮や低所得者、子育て世帯に対して、支援策は同時に考えなかったのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康德君） 生活にお困りの方というのもいらっしゃるかと思います。私どもとしましては、生活にお困りの方に関しては、決して切り捨てることなく、寄り添っていくということは間違いない、市としての姿勢は間違いないんですけども、私どもの公営企業というところ、公営企業につきましては独立採算の原則というのがございますので、そういった形を目指していきたい。市として引き続き、皆様がお困りのことがありました場合については、福祉部門のほうにつなぐなど、連携して寄り添っていく姿勢というのは変わらず続けていきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今回、都市計画税を下げる条例改正もありますが、これは下水道料金を上げるからですか。同時にということなので、関係があるのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

川島部長。

○市民生活部長（川島康孝君） 今回の都市計画税の改定は、下水道使用者のバランスの調整という部分はありますけど、基本的には、今後の都市計画事業とか、都市計画税の使い道の将来推計を見越して下げるものでございますので、一部下水道の関係もありますけど、全体の将来見込みから下げるものです。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 都市計画税を支払っている市街化区域には、狭隘道路の問題や公園不足の問題もあります。減額したとしても、まだ0.25%もあります。下水道への繰入れを減らすようですが、今後は既存の市街化区域の課題に注力していきますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長、今、下水道そのもののことについての質疑をお願いいたします。

改めて質疑をお願いいたします。

今回の議案に直接の内容での質疑をお願いをいたします。

(じゃ、以上ですの声あり)

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど、生活が困窮している方の話が出てたんですが、今、物価高騰の、一つ一つの値上げの幅は少なくても、それが、ちりも積もれば山となるじゃないですけど、物価高騰の影響がじわじわある。かといって、年金だとか収入がそれに見合っ上がっているかという疑問がある。そういった今大変な時期なのに、今、今、この下水道使用料の値上げをしていかなきゃいけない。なぜ、今、今なんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

青山課長。

○下水道課長（青山康德君） 下水道事業の経営戦略におきまして、私どもにつきましては、下水道事業の安心継続の事業経営というところで、その中で下水道使用料の適正化という項目がございます。こちらの中で、令和7年度までに使用料改定の必要性について検討することがございます。なので、そういった経営戦略に従って、使用料改定の必要性の検討を行わせていただいたところでございます。

そのことを踏まえまして、私どもは昨年12月に検討委員会、下水道事業経営検討委員会に対しまして、適正な下水道使用料について諮問をしました。その後、6月に答申ということで、こちらの答申に従って、安心継続の下水道事業の経営をこのたびやらせていただくということになります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 今回、この条例改正案として提出されている下水道使用料の改定は、下水道事業経営検討委員会に諮問され、審議をいただいた上で、答申を受けております。この検討委員会におきまして、どのような審議がなされたのか、お聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康德君） 委員会では、委員の皆様にご大変熱心に御議論をいただいております。内容につきましては、下水道のまず役割、本市の下水道事業の現状、下水道事業会計の仕組みなどを御説明して御理解いただいた上で、使用料体系の検討に当たりましては、将来推計に基づき、本市の現状を踏まえた下水道使用料体系案の検討を御審議いただいております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 議案第71号 豊明市下水道条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

まず、累進度を緩和し、下げて、緩和し、少量世帯の負担が重くなっています。物価高がやまない中、水道料金も20.4%値上げし、そんな時期に一気に25%の使用料金を引き上げたことは考えられません。また、市としての経営努力も不十分、さらに下水道料金改定前に市民への事前説明会の案内も不十分で、検針票と一緒に事前説明会のお知らせをポストインすれば、嫌でも目にすることができますが、それも考えておられません。広報紙にも掲載はありましたが、見にくい上に、まだスペースがちっちゃい。見栄えがせず、見落としてしまいます。下水道料金改定についての事前説明会なんてとても重要な案件なので、もっとインパクトのある、どんと半ページから1ページ分を使うなど、本気で市民に知らせたいなら、それくらいはやらないと、知らせたよと胸を張って言えないと思います。民間企業の広報なら、こんな結果ではやり直しです。説明会をやったというアリバイづくりとしか思えません。

以上のことから、議案第71号に反対します。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第71号に反対の討論をします。

物価については、長い年月の上でいうと仕方がなく、常識的な物価の水準が上がっていくということ自身は起こることなので、それそのものが遺憾と言えるかどうかという点なんかは、ある程度踏まえなければいけないとは思っています。

ただ、今回、使用料の引上げに当たって、累進度が、要するに、僕の目線からいえば公平なものではよりなくなるんじゃないかというふうに思う方向に変わるということで、大量の使用料の負担が相対的に軽くなるというのはどうかというふうに強く思いました。もちろん、冒頭に言ったお話でいえば、単純な心理的な面では負担感というのをもちろん大きいとは思っています。根本的には、この分野でもインフラ、国全体のインフラの問題ですから、国政に関わる問題だとは思っていますが、一方で、具体的な制度としての料金

体系を定めるというこの議案については、反対の考えでございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 議案第 71 号 豊明市下水道条例の一部改正について、公営企業として汚水処理に必要とする費用の確保のためでありますので、賛成といたします。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第 71 号 豊明市下水道条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

経営の改善のということで、汚水処理が今使用料では賄えてない、そういう説明、今後の5年間を算出すると、現行のままでは賄えないからというような御説明ありました。下水道管の老朽化で陥没して、そういうことはあってはならないので、そういったことでも経費がかかっていくというのもよく分かりますが、今、先ほど委員からも御発言、いろいろあったんですが、物価高騰の今じゃないと本当にいけないのかな。それが、いつ、それじゃ、1年後ならいいのか、2年後ならいいのかって問われちゃうんですけれども、今どうなのかなと。使用料を上げないといけないということは分かるんですよ。今後のそういう人口の構成を見ても、維持していくという、安全のためにというのも分かる。分かるんですけども、じゃ、市役所全体の経営を見たときに、いろんな、無駄な部分はちゃんと見直されているとか、よく私が指摘する工事の契約のときのことだとか、いろんな見直す努力をしている姿勢が見えて、あった上で、市民の皆さんに負担をお願いしますというならまだ分かるんですけれども、バケツに穴が空いた状態で水を幾らやってもたまらないのと同じで、下水道、公営企業会計は別なんですけども、市全体で見たときに、まだまだ市としての姿勢の努力が足りないと思います。

また、住民説明会についても、多くの意見が出たと言われるんですけれども、人数ばかりに注目するわけじゃないですけども、そういった経営改善が必要だという、本当にそういうことに市民に理解を求めるのであれば、今回の説明会のやり方というのにも大きな疑問が残ります。それを、目的は達成できたというふうに胸を張られるというのもちょっと理解ができません。

以上で討論を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 議案第 71 号 豊明市下水道条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本改正は、国の標準下水道条例の改正に準じて、豊明市の条例体系を整備するものであります。制度的な整合性を確保する点で意義があります。また、下水道使用料の見直しは、将来にわたる安定的な事業運営と設備更新の財源確保に資するものであり、持続可能なインフラ整備の観点からも必要な措置と考えます。

また、今回、特に注目すべき点は、第9条の改正によって、災害時等の非常事態において、他市町村の指定業者による工事実施が可能となる点であります。広域連携による迅速な復旧態勢を整えるものであり、市民の安心・安全を守る上でも極めて重要であると考えます。

使用料体系の改定については、市民の皆様には一定の負担増が生じることは事実ではありますが、基本料金の見直しや単価の整理により、より公平で分かりやすい料金体系となっております。

今後は、使用料改定の趣旨や用途について、市民への丁寧な説明、チラシとかホームページ、広報で行い、理解と納得を得る努力をお願いいたしまして、賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第71号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、委員長は賛成と採決いたします。よって、議案第71号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤直美君） それでは、議案第72号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）のうち、農業政策課所管分について御説明いたします。

9ページをお開きください。

下段、6款1項2目 農業総務費、農業総務事務事業の説明欄、修繕料は、主に農村環境改善センターの修繕料ですが、執行状況及び年度内の執行見込みにより増額するものがございます。

以上で、農業政策課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 塚谷産業支援課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 続いて、産業支援課所管分です。

次の10ページを御覧ください。

最上段、7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業です。100万円の増額は、今年度より創設いたしました、とよあけ事業者応援選べる補助金について、交付実績と問合せ件数を基に増額を行うものです。

以上で終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山土木課長。

○土木課長（外山紀元君） 続きまして、土木課が所管する補正予算について、歳出より御説明いたします。

補正予算書9ページをお開きください。

下段の6款1項5目 農地費、土地改良事業の右側説明欄、農水管閉塞工事費1,375万4,000円は、栄町下原地内において、道路に残置された農業用水管の閉塞工事を実施するために計上するものです。

同じく土地改良事業の説明欄2行目、境川堰管理費負担金522万5,000円の増額は、刈谷市と共同で維持管理する沓掛町掛下地内の境川取水堰の更新詳細設計を実施するため、刈谷市への負担金を増額計上するものです。

続いて、10ページを御覧ください。

中段の道路維持費、道路維持事業1,440万円は、一般財源分を地方債に財源振替するものです。

同じく10ページ、中段の道路管理事業、説明欄2行目、調査測量設計等委託料400万円の増額は、道路側溝改良などを行う際に、事前事後に行う官民境界の確定、復元などの調査測量実施費用を、今年度の執行状況及び見込みを踏まえて増額するものがございます。

同じく10ページの下段、河川改修事業の右側説明欄、排水路拡張工事費1億4,913万5,000円の計上は、主要地方道名古屋岡崎線、豊明刈谷工区の築造に合わせまして、浸水被害を低減するために排水路の拡幅改修工事を実施するものです。年度内での工事完了が見込めず、繰越明許費として計上いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

6 ページを御覧ください。

上段、18款 1 項の基金繰入金、3 目 公共施設建設及び整備基金繰入金1,600万円の増額は、6 款 土地改良事業の農水管閉塞工事費及び境川堰管理費負担金に対して充当いたします。

同じく 6 ページの下段、21款 1 項 3 目 土木債、右側説明欄 1 行目の排水路拡張事業は 8 款 河川改修事業の特定財源として、説明欄 3 行目の大根若王子線改良事業は 8 款 道路維持事業の特定財源として、それぞれ充当するものでございます。

最後に、4 ページを御覧ください。

最上段、第 2 表の繰越明許費補正として河川改修事業を追加いたします。また、中段第 4 表の地方債補正としまして、排水路拡張事業、大根若王子線改良事業を追加しております。

以上で土木課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田都市計画課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 続きまして、都市計画課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書は次の 11 ページをお開きください。

上段の表 1 段目、8 款 土木費、2 目 市街地開発費 195 万 8,000 円の増額は、11 月に前後駅前で実施予定をしております社会実験に係る備品購入費用となります。

その下、4 目公園事業費 929 万 8,000 円の増額は、昨年度末に撤去をいたしました公園遊具の更新となります。

次に、歳入について御説明いたしますので、4 ページをお開きください。

最下段の第 4 表 地方債補正の変更についてでございます。

公園整備事業 830 万円の増につきましては、歳出で御説明いたしました公園遊具設置工事費に充当するものでございます。

以上で都市計画課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山下水道課長。

○下水道課長（青山康徳君） 続きまして、下水道課所管分について説明いたしますので、11 ページをお開きください。

8 款 4 項 5 目 都市下水路費、他会計補助金 375 万 6,000 円の増は、下水道事業会計の補正増に対応するための繰出金です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 続きまして、学校教育課分について御説明いたします。
歳出について御説明いたしますので、11ページをお開き願います。

下段、10款 2 項 1 目 小学校管理事務事業の説明欄、特別教室等エアコン設置工事費は、猛暑対策のため、栄小学校を除く 7 小学校の特別教室等にエアコンを設置するものです。

同欄の学校用地購入費は、現在借地料を支払っている三崎小学校の国有地について、買取りをするための費用です。

次に、歳入について主なものを御説明します。

6 ページをお開きください。

上段、18款 1 項 2 目 教育基金繰入金は、三崎小学校用地購入に充当するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 水野図書館長。

○図書館長（水野美樹君） 続きまして、図書館所管部分について御説明します。

12ページを御覧ください。

上段、10款 教育費、4 項 3 目 3、図書館維持活動事業、説明欄、図書館資料購入費で169万8,000円を計上しております。これは、近年の書籍価格の上昇と蔵書の充実のため、補正予算を計上するものであります。

以上で図書館所管部分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 続きまして、生涯学習課所管分について御説明をいたします。

補正予算書12ページ、続きのところを御覧ください。

10款 4 項 4 目 文化財保護費の34万3,000円の増額は、カラット内にある歴史民俗資料室の受付業務等をシルバー人材センターに委託するための業務委託料となっております。

続いて、その下段、5 項 1 目 保健体育総務費の57万6,000円の増額につきましては、令和 8 年 2 月に予定しているスポーツ賞表彰式で、スポーツ関連の講演会を開催するため、その講演を委託するための業務委託料となっております。

続きまして、債務負担行為の御説明をいたしますので、4 ページを御覧ください。

4 ページ、上から 2 つ目の囲み、第 3 表 債務負担行為補正の 2 番目、部活動地域展開運營業務委託は、現在、各学校教諭等で行われている中学校の休日の部活動を、一括して民間企業に管理、運営、指導を委託するための委託料で、令和 8 年 9 月より各学校等で指導を開始するため、令和 8 年 4 月より、学校との調整、入部の手続、指導員の確保を行うため必要となるため、債務負担行為を計上いたしました。委託の期間につきましては、令

和8年4月から令和10年9月末までとなります。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 矢野給食センター所長。

○学校給食センター所長（矢野 優君） 学校給食センター所管分の歳出について説明いたしますので、補正予算書の12ページを御覧ください。

下段の10款 教育費、5項3目 給食センター活動費、右説明欄の賄材料費2,250万4,000円の増額は、食材費高騰で給食の食材購入費が不足するためです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 補正予算書の9ページの6款1項5目 農地費の農水管閉塞工事費についてお尋ねします。

具体的にはどういった工事内容になるのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 60センチ、600のヒュームパイプ、ヒューム管でございます。こちら、206メートル、こちらを閉塞する工事でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 12ページ、10款4項3目 図書館資料購入費です。この金額だと、冊数でいうと大体何冊分になるかというのは分かりますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

水野館長。

○図書館長（水野美樹君） 図書館のほうでは、例年、年間7,000冊から8,000冊ほど購入しております。今回、値上がりによりまして大体1割ほど冊数が減る予定ですので、700冊から800冊ほどの購入になるかと思えます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 11ページの下の段、もし、ほかで聞いてたら申し訳ないです。もう一回教えてください。

小学校管理事務事業、学校用地購入費、これって道路沿いのところでしたっけね。何平米ぐらいですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 実測面積で7,691.38平米です。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今との関連なんですけど、単純に坪数に変えて、今回の3億152万で割ると、坪単価12万から13万ぐらいになるんですけども、これ、買い取る坪単価の、この根拠を教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これは不動産鑑定に出しております、その鑑定評価の結果の金額でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 4ページ、4ページの債務負担行為補正の部活動地域展開運営事業についてですが、約1億5,000万円の内訳はどのようになっていますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

山田生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） こちら、3年間の合計金額となっております、少しお待ちください。すいません。1年目が令和8年度の4月から1年間なんですけれども、指導に実際当たるのは9月から3月まで、先ほど御説明しましたとおり、年度当初につきましては募集とか引継ぎとかがありますので、指導は実際当たりません。令和9年度が1年分で、ここは1年間指導のほうも入ってきます。令和10年度は、先ほど9月末までという御説明をしましたが、4月から9月までの指導となりますので、実際の金額はちょっとばらつきがありますので、今から申し上げたいと思います。金額のほうにつきましては、初年度、令和8年度が4,618万円、令和9年度が6,559万7,000円、令和10年度が3,355万8,000円となっております、合計がそちらの金額となります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 11 ページの一番上、市街地開発事業ということで、社会実験用備品購入費ということですが、これって前後駅の前で、去年でいうと芝生を引いてという事業かなと思うんですけど、また購入するものというか、規模的なものでは去年とは大きな違いがあるんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 前は改札前だけで開催をいたしましたが、今年度は北側より上のデッキや、南側下のほうのデッキに広げて開催を予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 先ほどの発言で、答弁の訂正をお願いします。

先ほど面積、学校用地購入費の面積をお尋ねいただいたときに、7,691.38というふうにちょっと言い間違えてしまいました。正しくは7,691.83平米でございます。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 4 ページ、先ほどお話があった部活動地域展開運営事業です。

金額も明示されておるんですけど、この金額についてちょっと聞こうと思います。

教職員がこれまで指導を担っていた部活に対して、その競技や分野で活動した経験がなかったり、スポーツであれば望ましいと考えられるジュニアのコーチ資格を持っていなかったりというのが現状だったと思うんですが、そういった提案が改善されるようなことも含めて、計算してこういう金額ということなんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 委員のおっしゃられるとおり、指導に当たられる方につきましては、仕様書のほうで競技経験者ということを明記していきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 学校みたいな区分でいうと、生徒によってはばらばらで、水準が、だから、生徒が求める水準にも差が出てたりというのが現状だったと思うんですけど、そう

いうのもクラス分けなんかがされて、その生徒に適した指導が受けれるといったような前進面も期待できるような契約内容で積算された金額ということなんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 部活動につきましては、競技の、勝つためにやるのか、競技を経験するのか、そういったところが恐らく気になっての御質問だと思うんですけども、そういった面につきましては十分配慮がされるような形で、まだ仕様については固まっておきませんので、その点をきちんと配慮した状態で、部活に参加される子どもたちが伸び伸びと活動できるような体制は取っていきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 すいません、立て続けに。

内容は望ましいものになるんだけど、むしろそのことによって、これまでなかったような費用負担、例えばですけど、全日中の体協路線でいうと、学校の部活としては、部員の登録がすなわち競技団体の選手登録という状況だったんじゃないかと思うんですが、それは切り替わると、一人一人の当事者が選手登録の費用も負担するという感じに変わるんじゃないかなと思うんですけど、そういうものはこれの費用の中に含まれるような計算の金額なんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 試合の参加につきましては、従来の部活でもそういったことはありませんし、今後もそういった予定はしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 12ページのスポーツ振興事業、スポーツ講演会委託料、これなんですけど、講演会で恐らく講師を招くために使うものじゃないかなと思うんですけども、もう少しちょっと詳しくお聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） こちらの講演会の内容ですけども、こういった方をお呼びするとか、そちらについては、まだちょっと案の段階というか、予算も通ってない状態ですので控えさせていただければと思うんですけども、令和8年度、愛知県のほうでア

ジア・アジアパラ競技大会というのが開催されますので、それを機運を高めていこうということで、昔は講演会というのを行っておったんですけれども、コロナ禍で中止になっておりました。それを今回こういった機運を高めるために復活させたというのが、今回予算化をさせていただいた中身となっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のところの関連なんですけれども、そうすると、その目的というのはアジアパラ大会の機運を高めるということかと思いますが、まだ案の段階で講師がどなたかとかというのは分からない、分からないというか、決まっているけど言えないのかちょっと分からないんですけれども、その講師というのは、名前は言わなくていいんですけれども、どういう方なんですか。豊明に何かゆかりのある人とか、どういった選定で、選定方法、どういった方を想定していらっしゃるんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 詳細については、先ほどもお答えしましたとおり、まだお控えさせていただければと思うんですけれども、メジャーなスポーツ種目の元の選手の方というふうで、今打診をかけている状態です。そこまでにさせていただければと思います。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 12 ページのスポーツ振興事業の説明欄のスポーツ講演会受託料の件ですけど、これはどんなところに委託をされたのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） まだ委託契約とかは一切行っておりませんので、こちら、見積りだけは取らせていただいております。マネジメント会社が間に入っておりますので、委託事業ということで、そちらで一括をお願いをしておる状態です。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のところなんですけれども、アジアパラリンピック大会というのは前から開催することは分かっているんですけれども、これ、当初予算にはなぜ入ってこなくて

今なんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） アジアパラオリンピックにつきましては、今様々な啓発の手法が求められておりまして、その中で講演会を受けていただけそうな方とちょっとつながりができましたので、今回補正予算という形にさせていただきました。ぜひお楽しみにしていただければと思います。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 10 ページ、8 款 3 項 1 目、本会議で議案質疑の中にもし含まれてたら、申し訳ないです、指摘いただければと思います。

排水路拡張工事については、そこが対象になっている場所の側道が市道で、そこに敷設されているから市が負担して工事をするというお話だったと思うんですけど、もし、これがもともと県道の車道部分とかに敷設されているものであれば、県の負担になるという考えなんでしたっけ。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 今回の工事は県道名古屋岡崎線より下流部といいますか、横断した後の排水路を拡張する工事をございまして、もともと道路用地の横に水路用地がございまして、水路用地内に収める形になります。従前からの治水対策として豊明市が必要としているものですので、豊明市の負担で拡張工事を行うこととしております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の関連なんですけれども、今回この排水路を拡張することで、ハザードマップがあるわけですけども、そこには千年に一度の雨量、24 時間総雨量 760 ミリというハザードマップが市民に配られているんですけども、今回の拡張工事というのは、そういうのに対応する措置と考えていいんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） ハザードマップ上では、今回対象としている地域は浸水想定、千年に一度ですので、浸水想定の色が塗られてはおりますけども、今回、5 年に 1 回、それから 10 年に 1 回という内水氾濫のシミュレーション結果によりまして、これは名古屋岡崎線ができて悪化しないような形で下流部の排水路を拡張して、家屋の浸水の被害を低

減するという目的で実施しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のところ、確認したいんですが、今、線状降水帯だとか、考えられないような雨量がどさっと降ったりするのをよくニュースでも見聞きするわけですが、何ミリまでの雨量なら、そこの排水、今回の1億4,900万かけて広げる工事、何ミリぐらいまでの雨量に対応できるというふうにお考えですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 考え方としては5年に1回、10年に1回で建物浸水がないような形をしております。10年に1回ですと60ミリ後半の雨、10年に1回だと思いますが、すいません、63ミリでございます、時間数63ミリ、10年に1回の雨で浸水被害がないようにという形で実施しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 近くに沓掛中学校だとかもあるんですけども、本当にその雨量の想定でいいというふうにお考えなのでしょうか。今回、この1億約5,000万かけて、せっかくというかな、掘って拡張するわけですけども、本当に本当にこの63ミリ雨量でいいというふうなお考え、担当の課とかでのそういった議論はありましたか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） こちらは、境川の氾濫等を防ぐためというよりは、現状、田んぼ内集落がございまして、そちらの被害を軽減するために実施するものでございまして、周りの田んぼ、こちらの周辺でも田んぼダムの申請が出ておりますし、境川に対する治水対策においても実施してまいりますので、そういった総合的な治水の考えで対策を取っていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、この工事というのの入札の方法はどんな方法ですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 今の予算規模からいいますと、一般競争入札を考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 10 ページの上の段の商工業振興保証事業です。これ、選べる事業者応援、選べる補助金、100 万円となっていますけど、これも、先ほどの条例じゃないですけど、理念条例の中で、小規模企業振興条例の中で、企業との寄り添いというところで生まれた、これ、補助金だと思うんですけど、去年やられましたよね。これ、初めてでしたっけ。初めてですか。何か工夫したところというのありましたっけ。ありますか。今までと違う。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 塚谷課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 工夫した点といたしますか、毛受委員が今御説明あったとおり、今年度からの新しい補助制度でございます、過去は業種がちょっと指定をされておったりだとかしたんですが、今回の選べる補助金に関しましては、ほぼ全業種に対応できるような形の補助制度となっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の同じところなんですけれども、この半年間たった交付実績を教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 塚谷課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 現在、先週末までですが、21件の申請、17社でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 21 件の申請で 17 社ということですが、実際この補助をもらった事業者さん、この補助金が有効に使われているかという、そういう検証というのはされていますでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 塚谷課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 補助申請に当たりまして、どういった効果があったかということにつきましては、書類の中でお示しいただくような形になっております。例えば業務効率化におきましては、省人力化によって効率が上がったとか、ちょっと具体、個別の事例は控えますが、そういった書類上の中で判断をしております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 4ページのさっきの部活動に関してのことにちょっと戻るんですけど、この指導員というのは何種類の、指導員の当たるのは何種類の部活動なのか、それから、その活動の時間というのはいかなる程度を想定していますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 基本的には、立ち上げ当初、移行当初は、今の中学校の休日で行われている部活動は全て移行する予定であります。そこに大体20人から30人ぐらいの間、今の部活動でもそうだと思いますけれども、それに対して顧問が1人ないし2人配置されておるとお思いますので、同等の顧問が配置される予定となっております。部活の数につきましては、今、休日行われている部活動は3中学校で34部活、あと合同という形で5部活行われております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ちょっと確認だけしたくて。

9ページ6款1項2目の閉塞工事、これって要は、機能もそうなんですけど、工事の後ってそれでも物体としては残るわけで、物体としてでもあるにはあるよという履歴というのはちゃんと残るんですかね。その後の、何十年後か、百何十年後の人たちのための資料、データという意味なんですけど、分かりますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 農水管ですので専用管になるんですけども、我々土木課、道路管理者でもありますので、記録はしっかり残して、閉塞したものが残っているよということも記録、残して、後々でも分かるようにしたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 11ページですけれども、三崎小学校の用地購入費の3億152万円です。

これ、今まで借地料を払ってきたわけですが、何年間、幾ら市は払ってきたか、教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） ちょっと過去の資料が、平成19年度からの資料があるんですけども、それでいうと、平成19年度から16年、17年ぐらいで約1億弱の金額を今まで払ってきております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 坪単価が十二、三万というところが、不動産鑑定によるって先ほどお答えいただいたんですが、あの辺りは普通坪単価40万とかかかるとかって思うわけですが、今回、国からのそういう払下げというか、何かその辺の根拠、不動産関連によるとはおっしゃったんですけども、えらい安く感じるんですが、それは何か説明をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、ここは学校用地として今現在利用されているので、学校用地として利用をすることが前提だということになりますので、その分だけかなり、50%程度が圧縮されるというようなところで、利用目的が限定されているというところで、こういった安い金額になっておるといところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 これまで1億円弱ぐらい払ってきたということですが、購入するその時期、今購入するのが適切だと判断した理由はなんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、令和7年度の年間の借地料が約715万円程度です。令和8年度になると約751万円、令和9年度になると約766万円程度というふうに年々上がってくるので、これについてはなるべく早いうちに購入したほうが得だろうというところで、現在購入したいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 11ページの8款4項4目 公園遊具設置工事費929万8,000円なんですけれども、これ、雲梯を撤去した後にということで、6公園7遊具と聞いております。この遊具の選定というのは誰がどのようにされているんでしょうか。されるんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） まず、安全領域だとか遊具のトレンド、あと雲梯によっ

て養われていた機能などを考慮し、市のほうがある程度選定した上で、区のほうにそれを提示し、その中からお答えをいただいたということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じページの10款2項1目 特別教室等エアコン設置工事費です。

栄小学校を除く7校で、本会議でありましたかね、16台、これ、1,788万を単純に16で割りますと、1台あたりは111万円というびっくりする金額になるんですが、どんなエアコンを考えているんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） エアコン、1台当たりのエアコンのスペックで申しますと、分かりやすいのは畳数、畳何畳分の大きさのエアコンかという、1台23畳ぐらいを目安にした比較的大きなエアコンで、なおかつ、フロアも1階ではなくて、2階とか3階とかという高いところにもつけるものですから、そういった工事費も含めると、これぐらいの金額になるのかなというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回、特別教室というと、音楽室だとか、理科室だとか、図工室だとか、いろいろあるわけですが、各学校1教室ずつ、それはどういう基準で、校長先生が、うちは、例えば音楽教室をお願いしますとかという、何か基準が、どんな基準でその教室につけるといふ計画なんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 優先順位につきましては各学校からお聞きしてございまして、各学校からの要望に基づいて今回設置するものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員、まだ質問内容、幾つかありますでしょうか。

では、すいません、質疑の途中なんですけど、ちょっと時間が来ておりますので、浅井委員もあるということなものですから、申し訳ないんですけども、今質疑の途中でありますけど、ここで10分間の休憩といたします。

午後2時51分休憩

午後 3 時 1 分再開

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

では、先ほど途中になりましたけども、ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 途中、ごめんなさいね。

11ページの10款の特別教室エアコン設置工事のところ、先ほど畳の23畳ぐらいのもの
っておっしゃったんですが、馬力はどのぐらいのエアコンなんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 馬力というか、スペックで申し上げますと、電圧は200ボ
ルト、冷房能力としては7.1キロワット、冷房の消費電力としては2,750ワットというよう
なスペックになります。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 12ページの文化財保護、歴史民俗資料室受付業務委託料で、こちら
はシルバー人材センターに委託ということですが、週末、今も開いているかと思うんです
が、稼働ですね、今度10月からの何か稼働が変わるとか、時間とかそういう、この34
万3,000円の積算根拠をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 積算根拠につきましては、現在土曜日と日曜日に開館し
ております。10月から3月までの積算としまして、46日間の開館を行う金額となっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今回の件なんですけど、先日、担当の部長、今の12ページの文化財のこ
となんですけど、歴史民俗資料室のことなんですけど、開催時期が、担当の部長からは令和7
年の10月1日から始まるというふうで説明があったんですけど、今、既に土日が開催され
ている、4月から開催されているということ資料室の方から、スタッフからお聞きした
んですが、何か違うことでの10月1日からということだったのか、ちょっと確認したく
て。どんなことだったんでしょう。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 開館の様態というか、やり方につきましては今年度一切変更はしておりませんので、ちょっとどうしてそういう話があったのかは私は存じ上げないんですけれども、基本的に何も変わってはいないです。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今、浅井委員のほうからちょっと、担当部長からって話ですけど、私はあまり言った覚えがありませんので、ちょっと申し訳ございません、10月から変わるというふうに御説明した記憶がちょっとありませんので、申し訳ございません。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 失礼しました。

名前を言ってはいけないと思ったので、ちょっと控えたんですけど、伊藤部長が説明をされたので、すいません、浅井部長には失礼しました。そうです、伊藤部長がそういうふうに説明をされたので、議案説明のときにされたので、あれって思ったのでちょっとお聞きしたんです。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 確認というか、決算みたいな話かもしんないんですけど、12 ページ 10 款 5 項 3 目 賄材料費の補正なんですけど、今年度のこの見込みの金額を補正出しながらなんですけど、この数年間の流れは、ほかのいろんな市町みたいに無償化には行かないけれども、年月見越しながらこういった方向性の対応ということで、一応、年度的にもこういった補正レベルで、一応その路線で行けるという見通しなんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 矢野所長。

○学校給食センター所長（矢野 優君） 今、委員から御指摘ありましたとおり、今年度はこの金額で行けば、何とか乗り切れるだろうというところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 ページの境川堰管理費負担金についてです。

刈谷市との2分の1ずつ負担ということで、この境川堰なんですけど、老朽ということもお聞きしているんですけど、どこがどういうふうに劣化しているんでしょうか。今回改修する設計というふうに聞き取ったか、何かメモがあるんですけど、ということは、次年度にはまた工事費とか出てくるわけですが、刈谷市との負担割合、2分の1ずつというのはもう

変わらないものなののでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） こちら、毎年点検を刈谷市が行って負担金を払っておりますが、令和5年度、令和6年度にどこが悪いかということですが、本体がゴム製の堰になっておりまして、その本体を膨らまして水を止めて、せき止めて水を引くような構造になっております。ゴム製でして、できたのが平成2年頃ですので、35年ぐらいたっておりますので、劣化が激しくて亀裂等が入っております、補修等を行って使っておりますが、大幅な改修の設計を今回するものでございます。

あと、工事のスケジュールとしましては、来年は、設計内容によって補助金等がつくか、県とか国に申請をしていく段階にしたいと思っております。10年からの工事を予定しております、負担割合は、現在の覚書で甲乙5割、刈谷と豊明で5割を負担するものとなっておりますので、今回の補修については5割負担、その後のことにつきましては、また今後話し合っていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今回の9ページの境川堰管理費負担金の件です、9ページのところ、境川の堰のことですが、このまま工事を進めると不公平に思います。なぜかというと、刈谷市のほうがはるかに広い水田が近くにあって、堰の恩恵を多大に受けているということ、それから操作、堰の開閉の操作が刈谷市側だけしかできない、豊明市側からはできないという、そういう不公平な部分もあるんです。ですので、今の時代だったら、両方から操作ができるような電子機器による開閉装置というものもあると思うんですよね。ちょっと費用がかかってしまうかもしれないですけど、やはり豊明のほうが欲しいって言ったときに、刈谷市にわざわざ連絡しなきゃいけないって思うんですけど、そういった両市に開閉装置をつけるという、そういう提案というのはされませんでしたか、全然。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 既に質疑あったかと思うんですが、簡潔にお答えできますか。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 御質問、堰で、この施設でせき止めますと、両方に水が流れる仕組みになっておりますので、刈谷が操作するところでございますけど、刈谷が水欲しいときには豊明のほうにも入ってくるという形になっております。大雨等が降って水位を下げたいときには自動でそれがしぼむといいますか、水の流れを優先する形にもなってお

りますので、決して水をどっちかが多く取っているとか、そういう不公平はない形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今は、刈谷市が欲しいときに開けると豊明市にも流れてくるといんですけど、豊明市は、今特に要らないなというときも流れてきちゃうということで、勝手に流れ込んできちゃうということはないですか、圃場というか、畑とか、そういうところには。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 境川の堤防を越えまして、埋設で越えてきまして、その外側の堤防の下ぐらいにますがありまして、その先にゲートもございまして、必要なときだけ引ける形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 11ページの社会実験用備品購入費についてなんですが、この備品、昨年の分は取っているということでよろしいですか。去年のは、使ったものは。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 昨年度のは保存をしてあります。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 それで、人工芝ということで、ちょっとやっぱりどうしても、新しいうちはいいんでしょうけど、それを古くなってくると、どうしても健康被害とか、そういったものに心配が行っちゃうんですけど、大体今後何年ぐらい使うというふうに想定されますかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 継続的な使用というのは考えていないんですが、断片的な使用として5年から10年ぐらい、使用状況とか管理状況を鑑みて使用していきます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 それで、本会議場のほうで、この購入費について議案の質疑をしたとき、既にもう、これ、通る前に告知をされてたと。こういった社会実験をやるよというふ

うで告知をされていて、それで、もし、これ、通らなかったらどうするんだということを経済建設部長にお聞きしたところ、議会が通らなかった場合は想定はしていないという、そういうふうな回答があったというんですが、これはどういう意味でしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） まず、議会の議案質疑の件だと思うんですが、部長のほうは、私の記憶であれば、議会で議決されなかった場合のことはお答えできませんというお答えだったということにまず思います。

もう一つですが、可能な範囲で社会実験を実施する予定ですが、より社会実験を効果的なものにしたいがために、今回また上程をさせていただいているということでございます。終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 そういうことと受け取ればいいわけやね。分かりました。

先ほどの11ページの小学校管理事務事業のエアコン設置の工事費の件ですけど、確認なんですけど、これは契約は入札なのか、それとも随意契約なのか、どちらでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 入札を予定しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今、このエアコンの取付けの対象から、ちょっと栄小学校が外されているということなんですけど、これの外されている理由を改めてお願いいたします。説明をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、栄小学校で希望している特別教室が、電源設備の状況から直接電源を確保できない状況にあったと。一方で、同じフロアの特別教室にはガスエアコンが設置されておりまして、今回ルームエアコンを設置する場合には、新たに電源設備を設置しなきゃならないと。そのときに非常に大きな金額がかかるものですから、ですので、その大きな金額がかかるお金と、あとガスのエアコンを設置した場合のランニングコスト、それを比較してから、どちらのエアコンにするかというのを決めなければならないので、そこで今回栄小は外させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 これも、もしかするともう説明済みかもしれませんが、ちょっとお聞きします。

12ページのスポーツ振興事業の説明欄のところ、これの契約なんですけど、ちょっと私、聞き落としていたらすいません、随意契約でしょうか。それで、もし随意契約だとしたらこれ、いつもこちらの解釈が違うみたいな、号とか何っていうふうで説明されるんですけど、これについてはどんな随意契約が当てはまっているのでしょうか。もし随意契約だったらです。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） こちらにつきましては、講演される方、誰でもいいというわけではありませんので、この方をお願いするという形をお願いしております。ちょっと今号が何に当たるかっていうのはちょっとお答えできないんですけども、そういう形では随意契約という考え方が当たるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 これはいつ頃決まったかということがちょっと分からないんですけど、当初予算では組めなかったのでしょうか。

（発言する者あり）

○浅井たかお委員 失礼しました。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 恐れ入ります、同等な質問はお避けいただいて、新たな質問をお願いいたします。

（大丈夫ですの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 議案第72号、豊明市一般会計補正予算書（第3号）について、反対の立場で討論します。

債務負担行為の補正の部活動地域展開運営事業ですが、令和8年度から令和10年度の3年間、実質2年半で約1億5,000万円ですが、どの部活動に指導をするか、はっきりとはちょっとお聞きできなかったことと、利用料も質問に入れようと思ったんですが、ちょっと入れなくて、この利用料がはっきりまだ多分分かってないと思うんです。それと、具体

的な仕様書はまだ決まっていないということ。それから、特に決まった計画もまだなく、見切り発車というふうに思われます。請け負える事業者も少ないということで、足元を見られて業者の言いなりになることが目に見えています。先走ってそういったことをやるというのは、もう一度計画を見直していただきたいと思います。

土地改良事業の境川堰管理費負担金の522万5,000円増は、境川から農業用水を引き込むための堰の取替え工事費で、同じ堰を使っている刈谷市と折半でこの金額ですが、本市より刈谷市が堰の近くに水田がまだまだ広く残っていて、この堰の恩恵を多大に受けています。開閉装置は本市側ではできません。本市からも開閉操作ができるように改良する要望を、刈谷市側に申し出るべきです。これでは不公平極まりないです。

社会実験用備品購入についても、議会が通らなかった場合も考えておられません。市民に告知した後の購入で、議会蔑視という言葉はちょっとひどいとは、きついとは思いますが。

(軽視の声あり)

○浅井たかお委員 軽視か、ごめんなさい、失礼しました。あまりにも議会軽視です。

特別教室等エアコン設置工事費は7校、16台分で1,788万4,000円です。これはカラットと同じような形状の大型家庭用エアコンということですが、化粧配管の設置分を考慮しても、超高性能のスーパーエアコンなのかもしれませんが、1台当たり110万円は高いと思います。

それから、先ほど、歴史民俗資料館のことについて説明、担当の部長が議案説明のときに間違えたと、間違えたというか、また違う意味かなということでもた確認をさせていただきたいんですが、この4月1日から始まっているのに、こういうことで、ちょっとここが疑問に残りましたので、そういうことも理由にあります。

それから、スポーツ振興事業のスポーツ講演会委託料57万6,000円は、スポーツ表彰のときの有名なスポーツ関係者、元スポーツ関係者による講演1回分だそうです。既に講演者が決定しているにもかかわらず、当日をお楽しみという、もったいぶって教えてくれませんでした。内容が一切分からないのに、補正など通せません。

以上のことから、議案第72号は様々な問題点があるため、反対します。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 議案第72号 令和7年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論を申し上げます。

今、4ページの債務負担行為補正について、部活動地域展開運営事業について反対とい

う言葉がありましたが、私は今までの中学校の指導が、学校の先生を中心にして部活動が運営されてきましたが、これからは専門性を持った、それなりの知識を持った方々が指導をしてくれるということで、恐らく中学生の部活動もこれから大いに発展するのかなど、そういう期待を込めております。

触れるのはこの件だけです。

以上、全て賛成として、賛成討論を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案72号の補正予算に賛成の討論をします。

10款4項3目の図書資料購入費、自分が3月の当初予算のときに細々としゃべりながら指摘もしたのが役に立ったんだとしたら、700冊から800冊ということで結構な違い、出ているように思うので、もしそうだとしたらよかったなというふうに思っています。

それから、学校給食の賄材料費、23年のときからかで、とにかく毎年のように物価が、食品においても物価が上がり続けている状況の中で、当初の見込みと現在どれぐらいまで何とか踏ん張れているのかみたいなのも、何かこういった補正の機会なんかに言及していただけると、より分かりやすいかなとは思いましたが、引き続き質を落とさないというか、質を保ったまま、量も少なくならず、負担も重くならずということで、補正は適切に進めていってほしいと思っています。

それから、埋設された管の閉塞の工事で、これから先々の未来で分からないですけど、改めてその近辺を工事するときに、分からないものが突然工事に出てくるみたいなことで、特に、民間、公共、関係ないかもしれないですけど、工事途中にそんな状況で工事が止まるみたいなのは非常に問題だと思うし、大変ですから、できる限りこういった、地面の下のいろいろな構造とか過去にやってきたものというのが、せめて資料レベルでは残すというのは、最低限それは取り組んでいただきたいなというふうに思って尋ねました。

様々お話伺いましたけど、賛成の考えです。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第72号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）の本委員会の所管部分についてなんですけど、反対の立場を取らせていただきます。

2点だけ、今簡潔に申し上げたいと思います。

特別教室へのエアコン設置工事、これ、やはり畳23畳ぐらい、馬力200ボルト等々、言われましたが、教室の1階だけじゃなくて2階、3階もあるからということもおっしゃった

んですが、それでも、それでも16台で100万を超すというのは、やっぱり何か、素人ですけども、高過ぎないかというのはすごくあります。

もう一点、気になったのが、河川改修事業の排水路拡張工事費1億4,913万5,000円、これについて、ハザードマップ云々のことも言わせていただきました。やはり時間100ミリを超える雨というのも、そうそうめったにはないですけども、頻度かはるかに増えてきている時代で、今後もこの影響というのがありますよね。市のそういった南のほう、東海豪雨のときもありましたけれども、こんだけの費用をかけて拡張する、拡張することは、必要は分かるんですが、63ミリの雨量に対応できるという設計というのが何かもったいなくないかなというのはすごく引っかけました。

この所管部分については、反対の立場を取らせていただきます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 賛成多数であります。よって、議案第72号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号 令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で青山下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 3ページの下水道事業費の印刷製本について、お聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） こちらは使用料改定の案内チラシを印刷する費用でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 これは何枚ぐらいを印刷することになりますか、これは。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） 2万8,000部でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 委託料の、料金徴収等委託料の内訳をお聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） こちらはシステム改修費と案内チラシの配布業務でございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 この各項目の金額を教えてください。

それから、分かればですが、これに係る人数とか時間数をお聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 青山課長。

○下水道課長（青山康徳君） システム改修費がおよそ320万円、配布チラシ、チラシの配布業務で37万円、こちらに係る人数、時間は把握しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 議案第73号、豊明市下水道事業会計補正予算書（第1号）について、反対の立場で討論します。

今回の補正予算は料金改定のためのシステム改修が含まれており、また、印刷製本費18万5,000円は下水道使用料改定のお知らせのチラシであり、いずれも下水道使用料の引上げに関わる費用のため、反対します。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案第73号、豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の討論をいたします。

条例文に賛成いたしましたので、賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第73号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本件について、委員長は賛成と採決いたします。よって、議案第73号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願・陳情の審査に入りますが、請願・陳情と関係ない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議がありませんので、請願・陳情と関係ない職員については自席待機とします。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ここで、職員の入替えのために暫時休憩とします。

午後3時31分休憩

午後3時35分再開

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願を議題といたします。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、説明をお願いします。

中堀りゆういち議員。

○中堀りゆういち議員 それでは、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の補足説明をさせていただきます。

現在、日本の教育環境は多岐にわたる課題に直面しており、その中でも特に少子化の進展と地域ごとの人口減少に伴う学校の定数問題は、教育の質を維持する上で重要な要素と

なっております。教員数が十分に確保されない状況下では、児童生徒一人一人に対する教育が低下するおそれがあり、地域ごとに教育機会の格差が生じる可能性がある点に留意する必要があります。

愛知県におかれましては、中学校1年まで少人数学級として体制が整っており、教育環境として優秀であると評価しております。しかし、教育の平等性、公平性を考えるのであれば、全国一律で35人学級の実現が必要であると考えます。加えて、教員の負担増加は職務遂行やモチベーションに悪影響を及ぼすとの指摘もあり、適切な人員配置の確保は喫緊の課題です。

このような背景を踏まえ、定数改善計画は早急に策定され、その実施が求められます。定数改善計画の策定により、各地域の教育現場におけるニーズを正確に把握し、適切な教員配置が行われることで、教育の質を維持、向上することが可能となります。教育の実情に則した柔軟な運用と教育課題への多様化への対応力を高めるためにも、計画的な人員確保と配置の見直しを同時に進めるべきだと考えます。

さらに、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充は、教育の安定性を確保する上で不可欠です。この制度は、全国の学校において質の高い教育を提供するための基盤となっており、国庫負担があることで、地方自治体の教育予算にかかる負担を軽減し、その分を教育環境の充実や施設の整備などに充てることが可能となります。特にICT教育の推進や特別支援学級の充実といった新しいニーズに対応するには、国や自治体から継続的な支援が不可欠であり、義務教育費国庫負担制度の拡充はそうした施策を着実に前進させる上での核になると認識いたします。

また、教育現場のニーズに応じた柔軟な対応を実現するためには、定数改善計画と国庫負担制度を一体として捉えた政策立案が不可欠です。特に、地域の人口動態を考慮し、多様な教育ニーズに応じた教員の配置を実現することにより、よりよい教育環境の整備が進むと期待しています。ICT教育の活用、特別支援教育の充実、そして、教員の専門性向上の取組を一体的に推進する体制づくりが求められます。

今後の日本の教育を支える重要な施策として、私たちはこれらの実現に向けて、今後も不断の努力を続けてまいります。ぜひ本請願の採択をお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

浅井教育部長。

○教育部長（浅井俊一君） 特に申し添えることはございません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 請願でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局の質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 では、質疑いたします。

請願にある中学校の少人数学級の推進ですが、本市はどれだけ進んでいるのか。中学2年生、3年生も35人学級を進める考えはあるのですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

藤井教育長。

○教育長（藤井和久君） 豊明市では今、県費が補助で、中学校1年が35人学級を実現しております。来年度以降については、今の現状の報道等によれば、国が概算要求で中学校1年の部分の35人のお金を出すと。ということになれば、県が中2の部分を出す可能性がありますので、そうなると、来年以降は中2まで35人学級で、再来年に全ての学年が35人学級になる可能性があるということが想定はしております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 ということであれば、もう1年生を実施しているということによろしいですかね。中学校1年生をもう今実施しているということですか。

どういことを言いたいかというと、本市が独自で行うとどのぐらいの予算がかかるかという、積算をしているかということをお聞きしたかったので。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） すいません、積算はしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中堀議員。

○中堀りゅういち議員 教員定数の改善でプラス170億円が積算されており、人数が7,653人、これは2025年度の政府予算が概算要求で出したものでございまして、これ、今回のこの請願、ちゃんと見てもらえば分かるんですけども、こういうのを進めているんです、概算要求にも出して。しかしながら、これが実際には進んでないということで、今回問題に出して請願出すというものですので、ちょっと願います。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 請願3号に賛成の、採択の討論をします。

請願趣旨の中にもあるように、子どもが全国どこに住んでいるという条件であっても、等しく教育を受けることができるのが憲法上の条件というのはそのとおりだと思っています。具体的な形として、請願については、中学校という文言や35人学級というのはありますけど、我がほうの考えとしては、より進めるべきということで、30人以下も含めて、未来に向けて取り組んでいくべきと考えていますから、おおむねそういったことから照らし合わせて、この請願には丸ごと賛成でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 請願3号について、採択の立場で討論を申し上げます。

まさにこの請願趣旨の文章、請願事項の文章、そして現在、先ほど話していただきました補足説明のとおり、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、特に何も注文をつける必要はございません。採択とお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 請願第3号、採択ですが、市としてあまり積極的に少人数学級の推進を進めているようには感じませんでした。ぜひ、さらなる少人数学級の推進を進めてください。

義務教育は憲法上の国民の権利、義務で、国が国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。義務教育に対する国の責任を果たすと同時に、自治体間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の向上に取り組むべきです。国庫負担金率を2分の1への復元は国の大きな責務であると考え、請願第3号を採択といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第3号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(青木けんじ議員) 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第8号 合併処理浄化槽維持管理補助金申請の見直しについての陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

星子経済建設部長。

○経済建設部長(星子恭士君) 特にございませぬ。

以上です。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思ひます。

質疑のある方は挙手を願ひます。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 思ひつたことなので本来違ふんですけど、陳情者に聞くべきことなんだという認識はあるんですけど、一応発言してみます。

中に文言として、申請が難しいというふうにかかれていふ部分があるんですけど、私はホームページとかこの陳情書も読んだ上で、特別それがどれのことだか思ひ浮かばなかつたんですけど、当局として、これまでこういった手続で寄せられていふ難しいという、そういう意見みたいなものとしては何かありましたか。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) 松本課長。

○環境課長(松本裕介君) 申請が難しいという意見も、この維持管理の補助を始めた初年度ということですので、そういったお声も初めてですので、一定程度、多少あったと思ひうんですけども、ただ、難しいというよりも、やはりこちら、維持管理をきちんとしていただいている方への補助ですので、こちらの陳情のところにも書いてあるとおりで、法定検査を受検したことを証明する書類であるとか、保守点検をきちんとしていただいている書類であるとか、清掃もきちんとしていただいている書類ということですので、そういったところが難しいとお感じになられた方もいらっしゃるのかなとは思ひますけれども。

すいません、以上です。

○建設文教委員長(青木けんじ議員) ほかにございませぬか。

月岡委員。

○月岡修一委員 陳情理由にかかれておりますが、この申請について、これだけの件数と

うか、書類等が必要なんでしょうか。もう少し簡素化することはできないでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 補助金なものですから、やっていただいていることを確認させていただきたいということではございます。その確認が、法定検査と清掃と保守点検についてはやっていただいて、法定検査の結果が良好な方が対象になるものですから、そういったことで考えますと、例えば、この陳情理由のところの申請にはというところの、交付申請書については、これは申請していただきたいですし、清掃に関する代金領収書の写し、こちら清掃は基本的に年1回以上やられていると思いますので、その部分と、保守点検も三、四か月に1度やっていただくことになると思います。で、法定検査、これ、何かといいますと、浄化槽法で3年間の保存義務がございまして、ですので、保存していただいておりますという認識でおりますものですから、それをお電話もしくは窓口で見せていただければ、我々のほうで見させていただいて、申請、きちんとやっていただけるようにやりたいと、最初からそういうふうに思っていますものですから、書類が多いというのは、それは確認にどうしても必要という部分になります。ただ、窓口のほうで我々がきちっと、申請初年度で、引き続き来年度、再来年度も申請していただけるように、ちょっと一緒にやらせていただきたいというふうに考えておりますので、この申請関係の領収書であるとかそういったものは、ちょっとなかなか省略というのは難しいのかなというふうに思います。領収書関係、こういった法定検査を受検したことを証明する書類であるとか、そういったものはちょっと省略というのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 例えば市税の完納証明書というのは、わざわざ申請書が出さなくても、当局で分かるわけじゃないですか。こういったところだけでも少しやめていただくとか、世帯数全員の写し、これも要るんですかね。振込口座の分かるもの、これだって、ちゃんとお金が落ちなければ、当然ながら領収書もついてこないわけですが、添付されないわけですから、この辺ももう少し考えていただければ、利用者が、この申請者については納得される結果につながるかなと思うんですけども、そういったことはいかがですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 委員おっしゃるとおり、例えば市税の完納証明であるとか、少人数高齢者世帯の方の世帯全員の住民票の写しというのは、これを制度設計したときは、やはり補助金は市の交付金で、皆様の税金を基に補助を出しておるものですから、そうい

ったところをしっかりと確認させていただいて、御自身で出していただいて、確認させていただいてというふうにご検討いただいておりますけれども、おっしゃるような、やはり浄化槽の維持管理をきちんとしていただく、そこを継続していただきたいという趣旨であれば、この補助金というのはたくさんの方に御利用していただきたいというふうにご検討しております。そうしますと、こちらの我々のほうで取れる書類というのもこの中にはあるものから、そういったところは我々のほうでやらせていただくということは、可能なのかなというふうにはご検討しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 さっきと同じなんですけど、申請手続の簡素化とは何かって聞こうと思ったけど、本人がいないので、陳情者が。だから代わりに、そのことでいうと、先ほど答弁があったわけで、つまり幾つもの種類の書面が必要だと。現在求められている書面の幾つか、今のお話みたいに、不要にするという話なのかなというふうにご自分で一旦ご検討いただきました。これについてもそういうふうにしてほしいし、できないのかというのが、市の担当課に要望として寄せられているようなものなんですか、今の時点で。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） いろいろな方々が、例えば議員様の中でも、地元にごこういった浄化槽の補助がありますよということでPRというか、御説明していただいたりとか、会報に載せていただいたりとか、そういったことをいろいろやっただいていまして、ありがとうございます。で、そういった中で、手続の簡素化というのは、確かに話としては我々のほうにも来ていますし、申請者の方も、来年度、再来年度、初年度だからちょっと難しいけれども、もう少し省略できたらいいねというお声は、確かに少なからずございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 そもそもこの合併処理浄化槽維持管理補助金制度の目的、もともとの目的をお聞かせください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） こちら、合併処理浄化槽の維持管理ということなものですから、合併処理浄化槽を適切に管理していただくことで、やはり排水後の水質の悪化の防止

というか、改善というか、そういったことを目的としておるものでございます。公共水域の水質の保全という形です。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 私はちょっと違う、きれいな水を、汚水をだーっと流すということを防ぐということは課長からお聞きしていたので理解しているんですが、何を私がちょっと、自分が考え違いしているのかもしれないというのが今ちょっとお聞きしていたんですけど、思ったんですけど、くみ取り式とか、それから単式浄化槽、そういった方が、世帯が切り替える、合併処理浄化槽に、そのときに、それに対しての補助も出しますけど、維持管理について、そういう大変な面もあるから、そういう方に対してこの補助金制度というのができたというふうに私は理解してたんですけど、それは違うんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） まず、くみ取りの方であるとか、単独の浄化槽であるとかは、合併処理浄化槽に転換のほうをしていただけるとありがたいというふうに考えています。転換については、転換の補助は今年度から拡充というか、をさせていただいておりますので、転換した後に、その維持管理という形で、こちらの補助についてもお使いいただくことが可能です。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 すいません、私もちょっと記憶が曖昧だし、この補助金、維持管理の制度の補助金制度、これが同時に合併処理の設置と一緒に出てきたふうに自分では思っていたんですけど、そうではなくて、これだけは前からあったということですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） すいません、維持管理については、まず今年度の補助は創設しました。今年度から。転換の補助については、今までもございましたけれども、今年度補助の額を拡充をさせていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 これはこういう仕組みになるんじゃないかなと思ったことなので、尋ねます。

この文言、文章の中の文言だと、市税の完納証明書というものに対しての減免というか、

これ、免除なのか、って書いてあって、市税の完納証明書というのは、調べて、検索かけたら幾らぐらいでしたっけな、いろいろな手続、幾つもの手続に用いられるものなので、要するにこのお話だけに用いられるものではないわけだから、免除しようと思うと、発行のときに、何に使うんですかっていって窓口で聞いて、それですか、それだったら、じゃ、料金要りませんみたいなことはできないわけですよ。そうすると、後から実際に申請に使った方が、そのことは証明になるから、そういう格好では証明書が必要になるんじゃないかということと、証明をもって後から相殺するためのお金が、この申請に基づく補助のお金に上乗せされるような格好で、300円か、500円か、というようなやり方だったらできるけど、最初にお話ししたように、これってそもそも実行できるものなのかな、仕組みないんじゃないかなと思ったんですけど、その点はどうですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 議員おっしゃるように、現在の補助の要綱でその部分をなくすということは難しいものですから、仮にこういったもので、市税の完納証明であるとか、少人数高齢者世帯の方の世帯全員の住民票の写しということ省略するとなると、要綱を改正させていただいて、一番間に合うタイミングで変えさせて、例えばですけど、そういった形になろうかと思います。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今、ちょっとこれ、市税の完納証明書や住民票の写しというのは、市役所内のことなので、確認しようと思えば、各課でそれを確認するということができるということですよ。発行しなくても確認はできるんですよ、それは。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 我々のほうで、市の中同士ですけども、公用というか、公用申請という形で確認することは可能です。ただ、今の要綱だと、出していただくという形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 少人数高齢者の世帯の合併処理浄化槽に関しては県費が入っているということなんですけど、そうすると、県費の関係で完納証明書や住民票というのは、こちらは県のほうに申請が行くんですかね、補助金をもらうために。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 国費で、すいません、国費が、少人数高齢者世帯については国費が3分の1入っております。国のほうは、すいません、少人数高齢者世帯の制度というのは始めて間もないものですから、そんなに全国に事例があるわけではございません。むしろ県内だと我々しかいませんし、豊明市しかいませんし、全国で見てもあまり例がないです。補助を始めた初年度でありますので、国のほうでどういった検査であるとか、そういうものがあるかというのは、現時点だとなかなか、こうですというのは言い切れないものがありますが、先ほど、未納がないことを確認できれば大丈夫ですし、世帯や少人数の高齢者世帯なので、お一人もしくはお二人、こちらが世帯にいらっしゃるよということを確認できれば、国のほうもその部分については問題はないというふうに認識しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 では、ちょっと私、さっき県費って間違えたんですけど、国費の関係なので、それでも何かそういう書類を、どこか官公庁、よその市役所、豊明市役所から出ていくという、そういうものではないから、庁舎内だけでそれは、申請は済むということによろしいですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） おっしゃるとおりです。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情8号に趣旨採択の立場です。

心情としては分からなくはないし、最後のほうにお話が出た、高齢者だったり少人数の世帯みたいなことといえば、とりわけそういう面は分かるんですけど、一方で、住宅とはいえ、土地を所有して、その責任というのも同時にあるわけですよ。汚水の処理ということは、適切にされていないと、自らの住環境だけではなく害が及びますから、そういう点で、様々な決まりに応じた手だてを常に取りながら、適切な浄化槽の管理をするというのは、僕は最低限だと思っているんですね。

そういう意味で、法的にも帳票類で保管も求められているようなものが対象であり、ま

た、さっきお話聞かせてもらいましたけど、手数料的に300円ということなので、そのためにこれそのものの手続を省略するというのが、そこまで負担だったり困難だったりというような水準のものなのかなと。率直に言ってそう感じませんでした。

当初、冒頭にお話ししたように、心情的には分かるという部分とその部分を併せて考えて、趣旨採択と考えました。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 陳情第8号に採択の立場で討論申し上げますが、先ほどから課長の説明を聞いておりますと、ちょっとした努力によっては、申請方法、申請自体は手続の簡素化が認められるようになるだろうという可能性がありますので、その部分に期待をしながら、採択とさせていただきます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第8号 合併処理浄化槽維持管理補助金申請の見直しについての陳情について、趣旨採択の立場で討論いたします。

この陳情書を見ますと、最後の下の2行、3点あるかと思います。1つ目が申請手続の簡素化、2つ目が発行手数料の免除、最後にホームページ等の内容を分かりやすい説明に変更すること、この3つかと思うんですが、最後のホームページを見やすくするというのは、当然やっていただきたいというのがあります。質疑のやり取りを聞いたりして、申請手続の簡素化ということで、上のこの陳情書の黒ぼつにあるものは、どれも必要なものということも確認できました。市税の完納証明書だとかというのは、現行の要綱では出して、300円払って出していたかかないけないですけども、庁舎内の公用申請ということで、今後照会をかけていくということも可能というふうなお答えがありましたので、それはぜひ、この合併処理浄化槽維持管理補助金に限らず、ほかのときでもそういう内部での照会ができるように、ぜひ進めてもらいたいと思います。

なので、申請手続の簡素化、必要な書類をどれか1つなくすということではできませんので、趣旨採択にさせていただきます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 趣旨採択とします。

合併処理浄化槽維持管理補助金制度は、生活排水の浄化を推し進めるためであり、環境保全や水質環境の向上が目的です。このことから、もう既に合併処理浄化槽を設置してい

る世帯の方、既存の合併処理浄化槽の維持管理の費用の補助には、目的に対する効果に疑問を持っています。ただ、申請手続もできるだけ簡素化すべきですし、市税の完納証明書や住民票の写しも省略することができればそうすべきで、市民の方への説明についても分かりやすく説明すべきと考えるので、趣旨は分かります。国費の関係で、書類を省くことが難しい点があるのは仕方ないと思います。

以上のことから、この陳情に趣旨採択といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第8号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 採択が3名ですね。

じゃ、続きまして、陳情第8号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

採択、趣旨採択、同数であります。よって、委員長において、陳情第8号に対する可否の採決をいたします。

陳情第8号については、委員長は採決といたします。採択として採決いたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後4時7分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設文教委員会

委員長